

漁業の免許内容等の事前決定

平成30年5月29日

目 次

1 鹿児島海区

(1) 区画漁業

ア	魚類養殖業	・ ・ ・ ・ ・	1
イ	のり養殖業	・ ・ ・ ・ ・	27
ウ	わかめ養殖業	・ ・ ・ ・ ・	46
エ	ひじき養殖業	・ ・ ・ ・ ・	53
オ	真珠母貝養殖業	・ ・ ・ ・ ・	58
カ	ひおうぎがい養殖業	・ ・ ・ ・ ・	59
キ	あわび養殖業	・ ・ ・ ・ ・	63
ク	かき養殖業	・ ・ ・ ・ ・	66
ケ	真珠養殖業	・ ・ ・ ・ ・	72
コ	あさり・はまぐり養殖業	・ ・ ・ ・ ・	73

(2)	定置漁業	・ ・ ・ ・ ・	75
-----	------	-----------	----

2 熊毛海区

(1) 区画漁業

ア	魚類養殖業	・ ・ ・ ・ ・	80
イ	とこぶし養殖業	・ ・ ・ ・ ・	81

3 奄美大島海区

(1) 区画漁業

ア	魚類養殖業	・ ・ ・ ・ ・	82
イ	のり養殖業	・ ・ ・ ・ ・	94
ウ	もずく養殖業	・ ・ ・ ・ ・	95
エ	真珠母貝養殖業	・ ・ ・ ・ ・	101
カ	ひおうぎがい養殖業	・ ・ ・ ・ ・	105

4 内水面

(1) 区画漁業

ア	魚類養殖業	・ ・ ・ : ・ ・ ・ ・ ・	106
---	-------	-------------------	-----

1 鹿児島海区
 (1) 区画漁業
 ア 魚類養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
						いけす(8メートル×8メートル)の数の最高限度		
鹿児島特区魚第1号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島御所浦サキナシ口鼻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 47" E 130° 13' 50" 点イ N 32° 17' 46" E 130° 13' 47" 点ウ N 32° 17' 48" E 130° 13' 45" 点エ N 32° 17' 51" E 130° 13' 47"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	19台	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿児島特区魚第2号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島御所浦引地テナアジロ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 33" E 130° 13' 55" 点イ N 32° 17' 34" E 130° 13' 58" 点ウ N 32° 17' 44" E 130° 13' 46" 点エ N 32° 17' 38" E 130° 13' 45"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	46台	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿児島特区魚第3号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島柏栗地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 42" E 130° 14' 10" 点イ N 32° 15' 45" E 130° 14' 15" 点ウ N 32° 15' 44" E 130° 14' 20" 点エ N 32° 15' 40" E 130° 14' 21" 点オ N 32° 15' 37" E 130° 14' 17"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	34台(但し, 5月1日から11月30日の間は28台)	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿児島特区魚第4号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島幣串前島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 00" E 130° 13' 52" 点イ N 32° 15' 14" E 130° 14' 03" 点ウ N 32° 15' 30" E 130° 13' 37" 点エ N 32° 15' 18" E 130° 13' 24"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	347台(但し, 5月1日から11月30日の間は215台)	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿児島特区魚第5号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	5月1日から11月30日	出水郡長島町獅子島赤瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 54" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 14' 53" E 130° 12' 43" 点ウ N 32° 15' 01" E 130° 12' 41" 点エ N 32° 15' 01" E 130° 12' 38" 点オ N 32° 15' 14" E 130° 12' 43" 点カ N 32° 15' 12" E 130° 12' 34"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	47台	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚第6号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	5月1日 から11月 30日	出水郡長 島町獅子 島鵜瀬地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 39" E 130° 12' 36" 点イ N 32° 15' 39" E 130° 12' 30" 点ウ N 32° 15' 45" E 130° 12' 30" 点エ N 32° 15' 45" E 130° 12' 36"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	49台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚第7号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	5月1日 から11月 30日	出水郡長 島町側南 長瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 53" E 130° 12' 35" 点イ N 32° 15' 52" E 130° 12' 29" 点ウ N 32° 15' 59" E 130° 12' 29" 点エ N 32° 15' 59" E 130° 12' 35"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	42台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚第8号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 黒崎浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 28" E 130° 10' 30" 点イ N 32° 15' 23" E 130° 10' 33" 点ウ N 32° 15' 25" E 130° 10' 39" 点エ N 32° 15' 31" E 130° 10' 36"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	38台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚第9号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 32" E 130° 09' 58" 点イ N 32° 14' 29" E 130° 09' 56" 点ウ N 32° 14' 31" E 130° 09' 52" 点エ N 32° 14' 42" E 130° 09' 48" 点オ N 32° 14' 46" E 130° 09' 50" 点カ N 32° 14' 45" E 130° 09' 56" 点キ N 32° 14' 42" E 130° 09' 55" 点ク N 32° 14' 34" E 130° 09' 57"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	9台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚第10号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 乳ノ瀬戸 口地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 33" E 130° 10' 02" 点イ N 32° 13' 36" E 130° 09' 58" 点ウ N 32° 13' 33" E 130° 09' 53" 点エ N 32° 13' 30" E 130° 09' 57"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	24台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第11号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町三船 長瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲 まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 33" E 130° 09' 35" 点イ N 32° 13' 34" E 130° 09' 40" 点ウ N 32° 13' 56" E 130° 09' 28" 点エ N 32° 13' 54" E 130° 09' 23" 点オ N 32° 13' 44" E 130° 09' 28" 点カ N 32° 13' 40" E 130° 09' 24" 点キ N 32° 13' 36" E 130° 09' 31"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	97台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第12号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 三船立石 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 05" E 130° 09' 03" 点イ N 32° 13' 04" E 130° 08' 53" 点ウ N 32° 13' 24" E 130° 08' 48" 点エ N 32° 13' 25" E 130° 08' 58"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	67台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第13号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 辰の鼻地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 58" E 130° 08' 45" 点イ N 32° 12' 56" E 130° 08' 39" 点ウ N 32° 12' 45" E 130° 08' 43" 点エ N 32° 12' 48" E 130° 08' 50"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	81台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第14号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 福ノ浦大 平地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 21" E 130° 09' 09" 点イ N 32° 12' 18" E 130° 09' 06" 点ウ N 32° 12' 23" E 130° 08' 57" 点エ N 32° 12' 29" E 130° 08' 52" 点オ N 32° 12' 31" E 130° 08' 53"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	62台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第15号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 葛輪地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 12" E 130° 11' 10" 点イ N 32° 15' 11" E 130° 11' 12" 点ウ N 32° 14' 59" E 130° 11' 05" 点エ N 32° 14' 55" E 130° 10' 57" 点オ N 32° 15' 02" E 130° 10' 49" 点カ N 32° 15' 06" E 130° 10' 57" 点キ N 32° 15' 06" E 130° 11' 00" 点ク N 32° 15' 10" E 130° 11' 05"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	125台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第16号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 子ゴン鼻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 55" E 130° 10' 43" 点イ N 32° 14' 56" E 130° 10' 53" 点ウ N 32° 14' 50" E 130° 10' 52" 点エ N 32° 14' 50" E 130° 10' 41"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	39台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区
鹿特区 魚 第17号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 本浦木ノ 根地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 47" E 130° 10' 38" 点イ N 32° 14' 48" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 14' 36" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 14' 38" E 130° 10' 39" 点オ N 32° 14' 43" E 130° 10' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	44台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区
鹿特区 魚 第18号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 本浦保育 園下地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 20" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 14' 19" E 130° 10' 43" 点ウ N 32° 14' 23" E 130° 10' 44" 点エ N 32° 14' 25" E 130° 10' 40"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	2台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区
鹿特区 魚 第19号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日~ 12月31日	出水郡長 島町本浦 野島北地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 41" E 130° 11' 15" 点イ N 32° 14' 56" E 130° 11' 15" 点ウ N 32° 14' 53" E 130° 11' 01" 点エ N 32° 14' 48" E 130° 10' 56" 点オ N 32° 14' 38" E 130° 11' 01"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	110台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区
鹿特区 魚 第20号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町野島 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 35" E 130° 10' 56" 点イ N 32° 14' 39" E 130° 10' 53" 点ウ N 32° 14' 29" E 130° 10' 48" 点エ N 32° 14' 26" E 130° 10' 48" 点オ N 32° 14' 20" E 130° 10' 50" 点カ N 32° 14' 21" E 130° 10' 53" 点キ N 32° 14' 27" E 130° 10' 51" 点ク N 32° 14' 30" E 130° 10' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	37台	出水郡長 島町 の旧東町 の地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第21号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町伊唐 島板ノ浦 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 49" E 130° 11' 44" 点イ N 32° 13' 57" E 130° 11' 30" 点ウ N 32° 13' 41" E 130° 11' 22" 点エ N 32° 13' 31" E 130° 11' 21" 点オ N 32° 13' 31" E 130° 11' 28" 点カ N 32° 13' 38" E 130° 11' 35" 点キ N 32° 13' 42" E 130° 11' 44"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	83台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区魚 第22号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町伊唐 島伊唐湾	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 44" E 130° 12' 03" 点イ N 32° 12' 48" E 130° 12' 05" 点ウ N 32° 12' 43" E 130° 12' 14" 点エ N 32° 12' 40" E 130° 12' 12"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	11台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区魚 第23号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町伊唐 島えびす 前地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 32" E 130° 12' 16" 点イ N 32° 12' 34" E 130° 12' 14" 点ウ N 32° 12' 25" E 130° 12' 09" 点エ N 32° 12' 23" E 130° 12' 12" 点オ N 32° 12' 27" E 130° 12' 15"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	19台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区魚 第24号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 つぶら崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 50" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 13' 54" E 130° 10' 40" 点ウ N 32° 13' 53" E 130° 10' 31" 点エ N 32° 13' 49" E 130° 10' 30"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	38台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区魚 第25号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 竹島末島 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク, 点ケ, 点コ及び点アを順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 44" E 130° 10' 58" 点イ N 32° 13' 44" E 130° 10' 50" 点ウ N 32° 13' 51" E 130° 10' 47" 点エ N 32° 14' 12" E 130° 10' 53" 点オ N 32° 14' 19" E 130° 11' 09" 点カ N 32° 14' 28" E 130° 11' 12" 点キ N 32° 14' 26" E 130° 11' 21" 点ク N 32° 13' 59" E 130° 11' 19" 点ケ N 32° 13' 51" E 130° 11' 06" 点コ N 32° 13' 50" E 130° 11' 00"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	533台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第26号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 24" E 130° 10' 36" 点イ N 32° 13' 25" E 130° 10' 39" 点ウ N 32° 13' 22" E 130° 10' 40" 点エ N 32° 13' 17" E 130° 10' 52" 点オ N 32° 13' 12" E 130° 10' 57" 点カ N 32° 13' 09" E 130° 10' 54" 点キ N 32° 13' 20" E 130° 10' 36"	漁具郡の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	92台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第27号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町鷹巢 宮之浦白 拍子地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 33" E 130° 11' 14" 点イ N 32° 12' 37" E 130° 11' 21" 点ウ N 32° 12' 23" E 130° 11' 29" 点エ N 32° 12' 19" E 130° 11' 20"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	61台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第28号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町鷹巢 宮之浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 15" E 130° 11' 24" 点イ N 32° 12' 15" E 130° 11' 32" 点ウ N 32° 12' 06" E 130° 11' 33" 点エ N 32° 12' 05" E 130° 11' 25"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	42台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第29号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町鷹巢 宮之浦崩 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 56" E 130° 11' 45" 点イ N 32° 12' 01" E 130° 11' 50" 点ウ N 32° 12' 05" E 130° 11' 42" 点エ N 32° 12' 01" E 130° 11' 37"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	28台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第30号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町川床 京泊, 塩 追地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 10' 05" E 130° 11' 30" 点イ N 32° 10' 08" E 130° 11' 21" 点ウ N 32° 10' 35" E 130° 11' 32" 点エ N 32° 10' 33" E 130° 11' 41"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	55台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第31号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町加世 堂丸岡鼻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 46" E 130° 10' 31" 点イ N 32° 07' 46" E 130° 10' 30" 点ウ N 32° 07' 40" E 130° 10' 33" 点エ N 32° 07' 40" E 130° 10' 34"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	1台	出水 郡長 島町 の旧 東町 地区
鹿特区魚 第32号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町田尻 西大崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 05' 25" E 130° 08' 03" 点イ N 32° 05' 30" E 130° 08' 14" 点ウ N 32° 05' 25" E 130° 08' 16" 点エ N 32° 05' 20" E 130° 08' 05"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	26台	出水 郡長 島町 の旧 東町 地区
鹿特区魚 第33号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町口之 福浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 37" E 130° 08' 36" 点イ N 32° 12' 39" E 130° 08' 39" 点ウ N 32° 12' 44" E 130° 08' 35" 点エ N 32° 12' 42" E 130° 08' 32"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	8台	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
鹿特区魚 第34号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 小島元地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 54" E 130° 08' 08" 点イ N 32° 12' 59" E 130° 08' 04" 点ウ N 32° 12' 56" E 130° 08' 26.5" 点エ N 32° 12' 46" E 130° 08' 32" 点オ N 32° 12' 50" E 130° 08' 24"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	73台	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
鹿特区魚 第35号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 田竹地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 49" E 130° 07' 23" 点イ N 32° 12' 52" E 130° 07' 25" 点ウ N 32° 12' 54" E 130° 07' 18" 点エ N 32° 12' 49" E 130° 07' 18"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	19台	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メートル× 8メートル)の 数の最高 限度	
鹿特区魚 第36号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろ、ぶ り類を除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 田竹地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 47" E 130° 07' 22" 点イ N 32° 12' 49" E 130° 07' 22" 点ウ N 32° 12' 50" E 130° 07' 26" 点エ N 32° 12' 48" E 130° 07' 26"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	15台	出水郡長 島町の旧 長島町 地区
鹿特区魚 第37号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろ、ぶ り類を除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町北方 崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 26" E 130° 06' 33" 点イ N 32° 12' 27" E 130° 06' 32" 点ウ N 32° 12' 25" E 130° 06' 26" 点エ N 32° 12' 23" E 130° 06' 27"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	5台	出水郡長 島町の旧 長島町 地区
鹿特区魚 第38号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浜渡 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 04" E 130° 06' 49" 点イ N 32° 12' 03" E 130° 06' 48" 点ウ N 32° 12' 05" E 130° 06' 32" 点エ N 32° 12' 07" E 130° 06' 33"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	27台	出水郡長 島町の旧 長島町 地区
鹿特区魚 第39号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町温浦 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 45" E 130° 06' 24" 点イ N 32° 11' 45" E 130° 06' 31" 点ウ N 32° 11' 43.5" E 130° 06' 35" 点エ N 32° 11' 41" E 130° 06' 35" 点オ N 32° 11' 42" E 130° 06' 23"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	15台	出水郡長 島町の旧 長島町 地区
鹿特区魚 第40号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町温浦 高串地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 40" E 130° 06' 16" 点イ N 32° 11' 42.5" E 130° 06' 16" 点ウ N 32° 11' 41" E 130° 06' 35" 点エ N 32° 11' 38" E 130° 06' 35"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	28台	出水郡長 島町の旧 長島町 地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第41号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市里町西 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 51' 54" E 129° 54' 10" 点イ N 31° 51' 57" E 129° 54' 16" 点ウ N 31° 51' 48" E 129° 54' 23" 点エ N 31° 51' 51" E 129° 54' 28" 点オ N 31° 51' 45" E 129° 54' 34" 点カ N 31° 51' 39" E 129° 54' 24"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	20台	薩摩 川内 市里 町
鹿特区 魚 第42号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市上甕町 中甕倉妻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 49' 35" E 129° 51' 12" 点イ N 31° 49' 30" E 129° 51' 23" 点ウ N 31° 49' 36" E 129° 51' 27" 点エ N 31° 49' 42" E 129° 51' 16"	別紙-1	236台	薩摩 川内 市里 町
鹿特区 魚 第43号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市上甕町 桑の浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク, 点ケ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50' 28" E 129° 50' 16" 点イ N 31° 50' 31" E 129° 50' 25" 点ウ N 31° 50' 47" E 129° 50' 19" 点エ N 31° 50' 59" E 129° 50' 19" 点オ N 31° 51' 02" E 129° 50' 19" 点カ N 31° 51' 02.5" E 129° 50' 15" 点キ N 31° 50' 59" E 129° 50' 14.5" 点ク N 31° 50' 59" E 129° 50' 10" 点ケ N 31° 50' 45" E 129° 50' 09"	別紙-1	539台	薩摩 川内 市上 甕町
鹿特区 魚 第44号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市上甕町 桑の浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 50' 59" E 129° 50' 10" 点イ N 31° 50' 59" E 129° 50' 14.5" 点ウ N 31° 51' 02.5" E 129° 50' 15" 点エ N 31° 51' 02" E 129° 50' 19" 点オ N 31° 51' 05" E 129° 50' 20" 点カ N 31° 51' 07" E 129° 50' 11"	別紙-2	147台	薩摩 川内 市上 甕町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第45号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 藺牟田地 先	点工, 点才, 点力, 点キ, 点ク, 点ケ及び点 工を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点工 N 31° 46' 34" E 129° 47' 41" 点才 N 31° 46' 37" E 129° 47' 41" 点力 N 31° 46' 40" E 129° 47' 42" 点キ N 31° 46' 44" E 129° 47' 45" 点ク N 31° 46' 40" E 129° 47' 52" 点ケ N 31° 46' 31" E 129° 47' 47"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	17台	薩摩 川内 市鹿 島町
鹿特区魚 第46号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 小牟田地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 46' 02" E 129° 47' 58" 点イ N 31° 46' 03" E 129° 48' 02" 点ウ N 31° 46' 09" E 129° 47' 58" 点エ N 31° 46' 08" E 129° 47' 55"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	5台	薩摩 川内 市鹿 島町
鹿特区魚 第47号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦崎ノ 山小池地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 09" E 130° 11' 24" 点イ N 31° 25' 07" E 130° 11' 16" 点ウ N 31° 25' 23" E 130° 11' 10" 点エ N 31° 25' 24" E 130° 11' 18"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	52台	南さ つま 市笠 沙町 片浦 (野 間池 地区 を除 く)
鹿特区魚 第48号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦熊ヶ 浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 24' 59" E 130° 11' 03" 点イ N 31° 25' 00" E 130° 11' 08" 点ウ N 31° 25' 04" E 130° 11' 06" 点エ N 31° 25' 03" E 130° 11' 01"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	23台	南さ つま 市笠 沙町 片浦 (野 間池 地区 を除 く)
鹿特区魚 第49号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦野間 池地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点才及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点イ N 31° 25' 15" E 130° 08' 15" 点ウ N 31° 25' 18" E 130° 08' 15" 点エ N 31° 25' 18" E 130° 08' 12" 点才 N 31° 25' 17" E 130° 08' 10"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第50 号と合 わせて 26台	南さ つま 市笠 沙町 片浦 野間 池

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域		いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	地元 地区
鹿特区魚 第50号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦野間 池地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを 順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点イ N 31° 25' 15" E 130° 08' 15" 点ウ N 31° 25' 18" E 130° 08' 15" 点エ N 31° 25' 18" E 130° 08' 12" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10"	別紙-2	鹿特区 魚第49 号と合 わせて 26台	南さ つま 市坊 津町 方浦 野間 池
鹿特区魚 第51号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 野間池地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 11" E 130° 07' 59" 点イ N 31° 25' 09" E 130° 08' 03" 点ウ N 31° 25' 11" E 130° 08' 09" 点エ N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10" 点カ N 31° 25' 14" E 130° 08' 06" 点キ N 31° 25' 15" E 130° 08' 02"	別紙-1	鹿特区 魚第52 号と合 わせて 60台	南さ つま 市笠 沙町 片浦 野間 池
鹿特区魚 第52号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 野間池地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 11" E 130° 07' 59" 点イ N 31° 25' 09" E 130° 08' 03" 点ウ N 31° 25' 11" E 130° 08' 09" 点エ N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10" 点カ N 31° 25' 14" E 130° 08' 06" 点キ N 31° 25' 15" E 130° 08' 02"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	鹿特区 魚第51 号と合 わせて 60台	南さ つま 市笠 沙町 片浦 野間 池
鹿特区魚 第53号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 秋目沖秋 目島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 21' 38" E 130° 10' 15" 点イ N 31° 21' 38" E 130° 10' 17" 点ウ N 31° 21' 31" E 130° 10' 16" 点エ N 31° 21' 31" E 130° 10' 14" 点オ N 31° 21' 27" E 130° 10' 14" 点カ N 31° 21' 27" E 130° 10' 12" 点キ N 31° 21' 34" E 130° 10' 13" 点ク N 31° 21' 34" E 130° 10' 15"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	16台	南さ つま 市坊 津町 秋目

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域		いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	地元 地区
鹿特区魚 第54号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 末柏浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 及び点アを順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 19' 06" E 130° 12' 25" 点イ N 31° 19' 06" E 130° 12' 31" 点ウ N 31° 18' 57" E 130° 12' 25"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ない	30台	南さ つま 市坊 津町 久志
鹿特区魚 第55号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 末柏浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 19' 06" E 130° 12' 31" 点イ N 31° 19' 06" E 130° 12' 37" 点ウ N 31° 18' 57" E 130° 12' 37" 点エ N 31° 18' 57" E 130° 12' 25"	別紙-2	70台	南さ つま 市坊 津町 久志
鹿特区魚 第56号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 久志浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 32" E 130° 13' 12" 点イ N 31° 18' 25" E 130° 13' 12" 点ウ N 31° 18' 25" E 130° 13' 04" 点エ N 31° 19' 32" E 130° 13' 04"	別紙-2	50台	南さ つま 市坊 津町 久志
鹿特区魚 第57号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 久志浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 17" E 130° 13' 17" 点イ N 31° 18' 11" E 130° 13' 10" 点ウ N 31° 18' 16" E 130° 13' 05" 点エ N 31° 18' 21" E 130° 13' 13"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	50台	南さ つま 市坊 津町 久志
鹿特区魚 第58号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市丸木崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 53" E 130° 13' 08" 点イ N 31° 16' 49" E 130° 13' 08" 点ウ N 31° 16' 49" E 130° 12' 57" 点エ N 31° 16' 53" E 130° 12' 57"	別紙-1	195台	南さ つま 市坊 津町 坊及 び坊 津町 泊
鹿特区魚 第59号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 泊峰ヶ崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 38" E 130° 13' 10" 点イ N 31° 16' 43" E 130° 13' 10" 点ウ N 31° 16' 41.5" E 130° 13' 18" 点エ N 31° 16' 36.5" E 130° 13' 18"	別紙-2	30台	南さ つま 市坊 津町 坊及 び坊 津町 泊

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第60号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 泊峰ヶ崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 36.5" E 130° 13' 18" 点イ N 31° 16' 41.5" E 130° 13' 18" 点ウ N 31° 16' 41" E 130° 13' 21" 点エ N 31° 16' 36" E 130° 13' 21"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	3台	南さ つま 市坊 津町 坊及 び坊 津町 泊
鹿特区魚 第61号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市開 聞川尻地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10' 33.5" E 130° 33' 18" 点イ N 31° 10' 32.5" E 130° 33' 12" 点ウ N 31° 10' 31.5" E 130° 33' 12" 点エ N 31° 10' 32" E 130° 33' 17" 点オ N 31° 10' 32.5" E 130° 33' 18"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	9台	指宿 市の 旧開 聞町 の地 区
鹿特区魚 第62号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市山 川成川崎 辺田地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 50" E 130° 38' 09" 点イ N 31° 12' 45" E 130° 38' 12" 点ウ N 31° 12' 50" E 130° 38' 30" 点エ N 31° 12' 48" E 130° 38' 37" 点オ N 31° 12' 46" E 130° 38' 39" 点カ N 31° 12' 48" E 130° 38' 44" 点キ N 31° 12' 53" E 130° 38' 40" 点ク N 31° 12' 57" E 130° 38' 29"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	130台	指宿 市の 旧山 川町 の地 区
鹿特区魚 第63号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市知 林島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17' 24" E 130° 39' 49" 点イ N 31° 17' 21" E 130° 40' 01" 点ウ N 31° 17' 09" E 130° 39' 57" 点エ N 31° 17' 12" E 130° 39' 44"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第64 号と合 わせて 111台	指宿 市の 旧指 宿市 (今 和泉 地区 を除 く) の地 区
鹿特区魚 第64号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市知 林島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17' 24" E 130° 39' 49" 点イ N 31° 17' 21" E 130° 40' 01" 点ウ N 31° 17' 09" E 130° 39' 57" 点エ N 31° 17' 12" E 130° 39' 44"	別紙-2	鹿特区 魚第63 号と合 わせて 111台	指宿 市の 旧指 宿市 (今 和泉 地区 を除 く) の地 区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第65号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日～ 12月31日	鹿児島市 喜入生見 町米倉地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 19' 56" E 130° 35' 14" 点イ N 31° 19' 49" E 130° 35' 05" 点ウ N 31° 19' 57" E 130° 34' 57" 点エ N 31° 20' 03" E 130° 35' 06"	別紙-1	72台	鹿児 島市 の旧 喜入 町の 地区
鹿特区魚 第66号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39' 03.5" E 130° 37' 14" 点イ N 31° 38' 03" E 130° 36' 32" 点ウ N 31° 38' 07.5" E 130° 36' 24" 点エ N 31° 39' 08" E 130° 37' 06"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第67 号及び 鹿特区 魚第68 号と合 わせて 260台	鹿児 島市 (旧 東桜 島村 、旧 谷山 市、 旧桜 島町 及び 旧喜 入町 の区 域を 除く)
鹿特区魚 第67号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 38' 42" E 130° 36' 33" 点イ N 31° 38' 24" E 130° 36' 26" 点ウ N 31° 38' 27.5" E 130° 36' 17.5" 点エ N 31° 38' 45.5" E 130° 36' 24.5"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	130台	鹿児 島市 (旧 東桜 島村 、旧 谷山 市、 旧桜 島町 及び 旧喜 入町 の区 域を 除く)

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メートル× 8メートル)の 数の最高 限度	
鹿特区魚 第68号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39' 10" E 130° 36' 51" 点イ N 31° 38' 59" E 130° 36' 39" 点ウ N 31° 39' 04" E 130° 36' 33" 点エ N 31° 39' 15" E 130° 36' 45"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	130台	鹿児 島市 (旧東 桜島 村, 旧 谷山 市, 旧 桜島 町及 び旧 喜入 町の 区域 を除 く)
鹿特区魚 第69号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	始良市脇 元白浜地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 56" E 130° 36' 42" 点イ N 31° 40' 53" E 130° 36' 55" 点ウ N 31° 41' 04" E 130° 36' 59" 点エ N 31° 41' 07" E 130° 36' 46"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	66台	始良 市の 旧始 良町 , 旧 加治 木町 の地 区
鹿特区魚 第70号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市弁 天島沖小 島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 16" E 130° 43' 00" 点イ N 31° 42' 19" E 130° 42' 38" 点ウ N 31° 42' 09" E 130° 42' 36" 点エ N 31° 42' 07" E 130° 43' 00"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	180台	霧島 市の 旧隼 人町 及び 旧国 分市 の地 区
鹿特区魚 第71号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市福 山町小廻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 52" E 130° 48' 36" 点イ N 31° 40' 49" E 130° 48' 26" 点ウ N 31° 40' 39" E 130° 48' 28" 点エ N 31° 40' 41" E 130° 48' 40"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	24台	霧島 市福 山町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第72号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市福 山町福山 浦町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 22" E 130° 48' 52" 点イ N 31° 40' 19" E 130° 48' 41" 点ウ N 31° 40' 14" E 130° 48' 42" 点エ N 31° 40' 18" E 130° 48' 54"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	8台	霧島 市福 山町
鹿特区魚 第73号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根境地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 41" E 130° 47' 48" 点イ N 31° 37' 49" E 130° 47' 20" 点ウ N 31° 37' 18" E 130° 47' 04" 点エ N 31° 37' 09" E 130° 47' 34"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	157台	垂水 市牛 根
鹿特区魚 第74号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根境田村 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 36' 46" E 130° 47' 20" 点イ N 31° 36' 57" E 130° 46' 53" 点ウ N 31° 36' 18" E 130° 46' 33" 点エ N 31° 36' 06" E 130° 47' 01"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	185台	垂水 市牛 根
鹿特区魚 第75号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根上ノ村 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 34' 03" E 130° 45' 50" 点イ N 31° 34' 23" E 130° 45' 33" 点ウ N 31° 34' 15" E 130° 44' 55" 点エ N 31° 33' 53" E 130° 45' 09"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	154台	垂水 市牛 根
鹿特区魚 第76号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根居世神 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 49" E 130° 44' 47" 点イ N 31° 34' 13" E 130° 44' 41" 点ウ N 31° 34' 10" E 130° 44' 03" 点エ N 31° 33' 45" E 130° 44' 09"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	160台	垂水 市牛 根

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メートル× 8メートル)の 数の最高 限度	
鹿特区魚 第77号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 黒神町宇 土湾北地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 35' 54" E 130° 42' 53" 点イ N 31° 35' 50" E 130° 43' 01" 点ウ N 31° 36' 05" E 130° 43' 07" 点エ N 31° 36' 07" E 130° 43' 02" 点オ N 31° 35' 59" E 130° 42' 59" 点カ N 31° 35' 59" E 130° 42' 56"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	67台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
鹿特区魚 第78号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 高免町園 山地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 13" E 130° 42' 08" 点イ N 31° 37' 05" E 130° 42' 17" 点ウ N 31° 37' 00" E 130° 42' 09" 点エ N 31° 37' 08" E 130° 42' 00"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第79 号と合 わせて 45台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
鹿特区魚 第79号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 高免町園 山地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 13" E 130° 42' 08" 点イ N 31° 37' 05" E 130° 42' 17" 点ウ N 31° 37' 00" E 130° 42' 09" 点エ N 31° 37' 08" E 130° 42' 00"	別紙-2	13台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
鹿特区魚 第80号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 野尻町地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 26" E 130° 37' 06" 点イ N 31° 33' 21" E 130° 36' 51" 点ウ N 31° 33' 03" E 130° 37' 00" 点エ N 31° 33' 08" E 130° 37' 16"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	48台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
鹿特区魚 第81号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 持木・東 桜島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32' 38" E 130° 37' 27" 点イ N 31° 32' 19" E 130° 37' 14" 点ウ N 31° 32' 05" E 130° 37' 41" 点エ N 31° 32' 24" E 130° 37' 54"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	80台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第82号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 有村町大 正湾地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 32' 49" E 130° 39' 58" 点イ N 31° 32' 36" E 130° 39' 50" 点ウ N 31° 32' 08" E 130° 40' 40" 点エ N 31° 32' 19" E 130° 40' 47" 点オ N 31° 32' 30" E 130° 40' 24" 点カ N 31° 32' 34" E 130° 40' 26"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	124台	鹿児 島市 の旧 東桜 島村 の地 区
鹿特区魚 第83号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島赤生 原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 36' 28" E 130° 36' 35" 点イ N 31° 36' 33" E 130° 36' 23" 点ウ N 31° 36' 06" E 130° 36' 06" 点エ N 31° 36' 00" E 130° 36' 19"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	102台	鹿児 島市 の旧 桜島 町の 地区
鹿特区魚 第84号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島赤水 町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 34' 20" E 130° 36' 26.5" 点イ N 31° 34' 17" E 130° 36' 17" 点ウ N 31° 34' 04" E 130° 36' 23" 点エ N 31° 34' 07" E 130° 36' 32"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	50台	鹿児 島市 の旧 桜島 町の 地区
鹿特区魚 第85号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 沖小島地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 32' 51" E 130° 36' 50" 点イ N 31° 33' 09" E 130° 36' 38" 点ウ N 31° 33' 18" E 130° 36' 30" 点エ N 31° 32' 03" E 130° 36' 11" 点オ N 31° 32' 36" E 130° 36' 36" 点カ N 31° 32' 40" E 130° 36' 40"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	157台	鹿児 島市 の旧 桜島 町の 地区
鹿特区魚 第86号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	4月1日 から7月 31日	垂水市海 潟地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32' 21" E 130° 42' 21" 点イ N 31° 32' 29" E 130° 41' 57" 点ウ N 31° 32' 20" E 130° 41' 43" 点エ N 31° 31' 54" E 130° 41' 46" 点オ N 31° 31' 58" E 130° 42' 12"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	20台	垂水 市海 潟

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
						漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第87号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市海 潟・中俣 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 31' 55" E 130° 41' 24" 点イ N 31° 31' 59" E 130° 40' 56" 点ウ N 31° 31' 29" E 130° 40' 44" 点エ N 31° 30' 45" E 130° 40' 39" 点オ N 31° 30' 42" E 130° 41' 07"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	385台 (但し, 4月1日 から7 月31日 の間は 365台)	垂水 市海 潟
鹿特区 魚 第88号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市中 俣・元垂 水地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 30' 42" E 130° 40' 39" 点イ N 31° 30' 40" E 130° 41' 07" 点ウ N 31° 30' 21" E 130° 41' 12" 点エ N 31° 30' 23" E 130° 40' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	91台	垂水 市海 潟
鹿特区 魚 第89号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市柘 原並松地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 27' 12" E 130° 42' 46" 点イ N 31° 27' 05" E 130° 42' 44" 点ウ N 31° 27' 07" E 130° 42' 38" 点エ N 31° 27' 13" E 130° 42' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	11台	垂水 市海 潟
鹿特区 魚 第90号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市新 城地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 17" E 130° 42' 52" 点イ N 31° 25' 44" E 130° 43' 10" 点ウ N 31° 25' 56" E 130° 43' 40" 点エ N 31° 26' 10" E 130° 43' 33" 点オ N 31° 26' 04" E 130° 43' 18" 点カ N 31° 26' 14" E 130° 43' 12" 点キ N 31° 26' 20" E 130° 43' 27" 点ク N 31° 26' 29" E 130° 43' 22"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	100台	垂水 市海 潟

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件	地元 地区	
						いけす (8メートル× 8メートル)の 数の最高限度		
鹿特区魚 第91号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿屋市船 間地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 23' 55" E 130° 45' 50" 点イ N 31° 23' 38" E 130° 44' 57" 点ウ N 31° 22' 14" E 130° 45' 34" 点エ N 31° 22' 30" E 130° 46' 27" 点オ N 31° 23' 00" E 130° 46' 14" 点カ N 31° 23' 01" E 130° 46' 17" 点キ N 31° 23' 27" E 130° 46' 05" 点ク N 31° 23' 26" E 130° 46' 02"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	360台	鹿屋 市
鹿特区魚 第92号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿屋市永 小原町永 目地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 27" E 130° 46' 59" 点イ N 31° 18' 27" E 130° 46' 21" 点ウ N 31° 17' 40" E 130° 46' 20" 点エ N 31° 17' 40" E 130° 46' 58"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	72台	鹿屋 市
鹿特区魚 第93号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡錦 江町皆倉 南部地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17' 15" E 130° 47' 14" 点イ N 31° 17' 15" E 130° 46' 59" 点ウ N 31° 16' 59" E 130° 46' 58" 点エ N 31° 16' 59" E 130° 47' 12"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	41台	肝属 郡錦 江町 旧大根 占町 の地 区
鹿特区魚 第94号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡錦 江町城ヶ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 17" E 130° 46' 57" 点イ N 31° 15' 29" E 130° 46' 44" 点ウ N 31° 15' 24" E 130° 46' 39" 点エ N 31° 15' 13" E 130° 46' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	22台	肝属 郡錦 江町 旧大根 占町 の地 区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	地元 地区	
鹿特区 魚 第95号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町根 占駄竹地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 13' 02" E 130° 45' 24" 点イ N 31° 13' 04" E 130° 45' 20" 点ウ N 31° 13' 00" E 130° 45' 18" 点エ N 31° 12' 58" E 130° 45' 22"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	13台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府
鹿特区 魚 第96号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町根 占川南瀬 脇北部地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 59" E 130° 45' 08" 点イ N 31° 13' 02" E 130° 44' 43" 点ウ N 31° 12' 56" E 130° 44' 41" 点エ N 31° 12' 53" E 130° 45' 05"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	26台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府
鹿特区 魚 第97号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町根 占川南瀬 脇地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 51" E 130° 44' 59" 点イ N 31° 12' 53" E 130° 44' 43" 点ウ N 31° 12' 40" E 130° 44' 41" 点エ N 31° 12' 38" E 130° 44' 58"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第95 号と合 わせて 36台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区魚 第98号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町根 占川南瀬 脇南部地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12' 33" E 130° 44' 57" 点イ N 31° 12' 34" E 130° 44' 35" 点ウ N 31° 12' 05" E 130° 44' 33" 点エ N 31° 12' 03" E 130° 44' 55"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	66台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府
鹿特区魚 第99号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町根 占辺田小 浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10' 44" E 130° 45' 10" 点イ N 31° 10' 48" E 130° 44' 48" 点ウ N 31° 10' 31" E 130° 44' 44" 点エ N 31° 10' 27" E 130° 45' 05"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	40台	肝属 郡南 大隅 町根 占川 北, 根占 川南, 根占 山本, 根占 辺田 及び 根占 横別 府
鹿特区魚 第100号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多馬籠浮 津地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 07' 08" E 130° 43' 29" 点イ N 31° 07' 27" E 130° 43' 22" 点ウ N 31° 07' 24" E 130° 43' 05" 点エ N 31° 07' 04" E 130° 43' 06"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	60台	肝属 郡南 大隅 町佐 多伊 座敷
鹿特区魚 第101号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多郡間泊 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点才, 点力, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 31° 02' 14" E 130° 43' 07" 点イ N 31° 02' 14" E 130° 43' 03" 点ウ N 31° 02' 12" E 130° 43' 02" 点エ N 31° 02' 11" E 130° 42' 57" 点才 N 31° 02' 08" E 130° 42' 57" 点力 N 31° 02' 06" E 130° 43' 03" 点キ N 31° 02' 05" E 130° 43' 07"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	24台	肝属 郡南 大隅 町佐 多馬 籠, 佐多 郡, 佐多 辺塚

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		
						いけす (8メートル× 8メートル)の 数の最高 限度	地元 地区	
鹿特区 魚 第102 号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡肝 付町白木 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 46" E 131° 06' 22" 点イ N 31° 16' 38" E 131° 06' 17" 点ウ N 31° 16' 38" E 131° 06' 36" 点エ N 31° 16' 46" E 131° 06' 36"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	50台	肝属 郡肝 付町 南方 及び 北方
鹿特区 魚 第103 号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡肝 付町台場 下地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 55" E 131° 04' 55" 点イ N 31° 17' 11" E 131° 05' 28" 点ウ N 31° 17' 36" E 131° 05' 19" 点エ N 31° 17' 23" E 131° 04' 44"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	400台	肝属 郡肝 付町 南方 及び 北方
鹿特区 魚 第104 号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡肝 付町仮屋 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 20' 36" E 131° 03' 55" 点イ N 31° 20' 43" E 131° 03' 59" 点ウ N 31° 20' 51" E 131° 03' 44" 点エ N 31° 20' 43" E 131° 03' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	48台	肝属 郡肝 付町 の旧 高山 町の 地区

別紙－１（天然種苗 鹿特区魚第42号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）236台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（15,079㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１（天然種苗 鹿特区魚第43号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）539台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（34,465㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１（天然種苗 鹿特区魚第51号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）60台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（3,806㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１（天然種苗 鹿特区魚第58号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）195台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（12,432㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１（天然種苗 鹿特区魚第65号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）72台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（4,546㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第44号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）147台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第50号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）26台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第55号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）70台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第56号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）50台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第59号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）30台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第64号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）111台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第79号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）13台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

イ のり養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第1号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島湯の口池田崎地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 16' 52" E 130° 15' 36" (出水郡長島町獅子島湯の口池田崎基点標識) 基点2 N 32° 17' 44" E 130° 16' 03" (出水郡長島町獅子島鉦崎基点標石) 点ア N 32° 16' 51" E 130° 15' 36" 点イ N 32° 17' 43" E 130° 16' 04"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第2号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦池尻地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 44" E 130° 16' 03" (出水郡長島町獅子島鉦崎基点標石) 基点2 N 32° 17' 58" E 130° 15' 28" (出水郡長島町獅子島御所浦池尻国出港東防波堤基部基点標石) 点ア N 32° 17' 43" E 130° 16' 04" 点イ N 32° 17' 59" E 130° 15' 28"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第3号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦白浜地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 03" E 130° 15' 16.5" (出水郡長島町獅子島御所浦白浜基点標石) 基点2 N 32° 18' 00" E 130° 15' 23" (出水郡長島町獅子島御所浦池尻国出基点標石) 点ア N 32° 18' 03.5" E 130° 15' 16.5" 点イ N 32° 18' 01" E 130° 15' 24"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第4号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦京泊タグイ崎平河内地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 05" E 130° 15' 13" (出水郡長島町獅子島御所浦京泊中鼻基点標石) 基点2 N 32° 18' 08" E 130° 14' 52" (出水郡長島町獅子島御所浦平河内防波堤基点標識) 点ア N 32° 18' 06" E 130° 15' 14" 点イ N 32° 18' 08" E 130° 14' 51"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第5号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦中の島地先	中の島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第6号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦野島内方地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 04" E 130° 14' 51" 基点2 N 32° 17' 59" E 130° 14' 06" (出水郡長島町獅子島御所浦野島浦基点標石) 点ア N 32° 18' 07" E 130° 14' 47" 点イ N 32° 18' 00" E 130° 14' 05"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第7号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦野島地先	野島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第8号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦野島下別当地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 18' 03" E 130° 14' 00" (出水郡長島町獅子島御所浦野島アカミ下基点標石) 基点2 N 32° 17' 52" E 130° 13' 45" (出水郡長島町獅子島御所浦下別当サキナシロ鼻基点標石) 点ア N 32° 18' 02" E 130° 13' 59" 点イ N 32° 17' 53" E 130° 13' 45"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第9号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦下別当地先	<p>基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 52" E 130° 13' 51" (出水郡長島町獅子島御所浦サキナシロ浦基点標石) 基点2 N 32° 17' 44" E 130° 14' 01" (出水郡長島町獅子島御所浦須ノ脇鼻基点標石) 点ア N 32° 17' 51" E 130° 13' 50" 点イ N 32° 17' 45" E 130° 13' 52" 点ウ N 32° 17' 46" E 130° 14' 00"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第10号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦モジロ鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合20メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 33" E 130° 13' 48" (出水郡長島町御所浦引地ヘデ鼻基点標石) 基点2 N 32° 17' 26" E 130° 13' 52" (出水郡長島町御所浦モジロ鼻南基点標石) 点ア N 32° 17' 34" E 130° 13' 48" 点イ N 32° 17' 25" E 130° 13' 51"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第11号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦前島地先	出水郡長島町獅子島御所浦前島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第12号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦鬼塚須舞取大坪地先	<p>基点1と点アを結ぶ直線、点アと点イの間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線及び点イ、点ウ、基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 30" E 130° 13' 19" (出水郡長島町獅子島御所浦鬼塚江島中鼻基点標石) 基点2 N 32° 17' 22" E 130° 13' 49" (出水郡長島町獅子島御所浦大坪新地浦干拓護岸基点標識) 点ア N 32° 17' 32" E 130° 13' 21" 点イ N 32° 17' 21" E 130° 13' 41" 点ウ N 32° 17' 22" E 130° 13' 47"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第13号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦江島西アジロ地先	<p>基点と点アを結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 32° 17' 30" E 130° 13' 19" (出水郡長島町江島中鼻基点標石) 点ア N 32° 17' 30" E 130° 13' 14"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第14号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島御所浦江島地先	出水郡長島町獅子島御所浦江島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第15号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島片側上地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 17' 30" E 130° 13' 12" (出水郡長島町獅子島片側江島南鼻の基点標石) 基点2 N 32° 16' 45" E 130° 12' 55" (出水郡長島町獅子島片側獅子島中学校下の基点標石) 点ア N 32° 17' 30" E 130° 13' 11" 点イ N 32° 16' 44" E 130° 12' 53"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第16号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島片側平 瀬地先	出水郡長島町獅子島片側平瀬の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第17号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島片側下 地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 16' 36" E 130° 12' 46" (出水郡長島町獅子島早崎浦基点標石) 基点2 N 32° 15' 50" E 130° 12' 50" (出水郡長島町獅子島片側下山の基点標石) 点ア N 32° 16' 36" E 130° 12' 44" 点イ N 32° 15' 51" E 130° 12' 48"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第18号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島片側長 瀬地先	出水郡長島町獅子島片側長瀬の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第19号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町獅子 島下ノ山 大首地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 48" E 130° 12' 51" (出水郡長島町獅子島下ノ山の基点標石) 基点2 N 32° 14' 51" E 130° 12' 53" (出水郡長島町獅子島高ノ口の基点標石) 点ア N 32° 15' 49" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 14' 51" E 130° 12' 51"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第20号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町赤瀬 地先	出水郡長島町赤瀬の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第21号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町瓢箪 島(大島) 地先	出水郡長島町瓢箪島(大島)の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第22号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島幣串中網代地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 36" E 130° 13' 19" (出水郡長島町獅子島幣串中網代鼻基点標識) 基点2 N 32° 14' 57" E 130° 12' 54" (出水郡長島町獅子島高ノ口鼻基点標識) 点ア N 32° 15' 31" E 130° 13' 17" 点イ N 32° 14' 57" E 130° 12' 55"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町地区
鹿特区の第23号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島前島地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 04" E 130° 13' 23" (出水郡長島町獅子島前島立神の鼻基点標識) 基点2 N 32° 15' 16" E 130° 13' 21" (出水郡長島町獅子島前島神社基点標識) 点ア N 32° 15' 04" E 130° 13' 22" 点イ N 32° 15' 16" E 130° 13' 20"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町地区
鹿特区の第24号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島前島西岸南地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 56" E 130° 13' 31" (出水郡長島町獅子島前島小出島鼻北基点標石) 基点2 N 32° 14' 54" E 130° 13' 33" (出水郡長島町前島小出島鼻南の基点標石) 点ア N 32° 15' 01" E 130° 13' 31" 点イ N 32° 14' 46" E 130° 13' 38"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町地区
鹿特区の第25号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島前島一先アジロ地先	<p>基点1、点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 00" E 130° 13' 47" (出水郡長島町獅子島前島小出島鼻北基点標石) 基点2 N 32° 14' 55" E 130° 13' 49" (出水郡長島町獅子島前島小出島鼻南の基点標石) 点ア N 32° 14' 58" E 130° 13' 52"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町地区
鹿特区の第26号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島幣串内曲地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合50メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 30" E 130° 13' 51" (出水郡長島町獅子島幣串内曲基点標識) 基点2 N 32° 15' 20" E 130° 14' 22" (出水郡長島町獅子島幣串瀬牟田基点標識) 点ア N 32° 15' 30" E 130° 13' 49" 点イ N 32° 15' 20" E 130° 14' 19"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第27号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島柏栗地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 23" E 130° 14' 31" (出水郡長島町獅子島幣串アクソ鼻基点標石) 基点2 N 32° 16' 00" E 130° 14' 30" (出水郡長島町獅子島柏栗基点標識) 点ア N 32° 15' 23" E 130° 14' 32" 点イ N 32° 15' 58" E 130° 14' 31"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第28号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島立石地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合40メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 59" E 130° 14' 37" (出水郡長島町獅子島柏栗港基点標識) 基点2 N 32° 16' 09" E 130° 14' 50" (出水郡長島町獅子島立石港基点標識) 点ア N 32° 15' 58" E 130° 14' 38" 点イ N 32° 16' 09" E 130° 14' 51"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第29号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島立石港地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 16' 16" E 130° 14' 51.5" (出水郡長島町獅子島立石港基点標識) 基点2 N 32° 16' 45" E 130° 15' 34" (出水郡長島町獅子島湯ノ口五社鼻基点標識) 点ア N 32° 16' 14.5" E 130° 14' 54" 点イ N 32° 16' 47" E 130° 15' 35"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第30号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町小伊唐島北地先	<p>基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 40" E 130° 13' 09" (出水郡長島町小伊唐島姉が下基点標石) 基点2 N 32° 13' 36" E 130° 13' 03" (出水郡長島町小伊唐島巢の花基点標石) 点ア N 32° 13' 40" E 130° 13' 10" 点イ N 32° 13' 40" E 130° 13' 06" 点ウ N 32° 13' 41" E 130° 13' 03" 点エ N 32° 13' 37" E 130° 13' 01"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第31号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町小伊唐島中鼻地先	<p>基点1と点アを結ぶ直線、基点2と点イを結ぶ直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 34" E 130° 13' 01" (出水郡長島町小伊唐島中鼻東基点標識) 基点2 N 32° 13' 27" E 130° 12' 57" (出水郡長島町小伊唐島中鼻基点標識) 点ア N 32° 13' 34" E 130° 13' 00" 点イ N 32° 13' 27" E 130° 12' 55"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第32号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町伊唐島五郎兵衛鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 16" E 130° 12' 27" (出水郡長島町伊唐島五郎兵衛鼻基点標石) 基点2 N 32° 13' 20" E 130° 12' 32" (出水郡長島町伊唐島五郎兵衛鼻基点標石) 点ア N 32° 13' 15" E 130° 12' 28" 点イ N 32° 13' 19" E 130° 12' 33"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第33号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町鍋小島地先	出水郡長島町鍋小島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第34号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町伊唐島目吹鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 35" E 130° 11' 38" (出水郡長島町伊唐島目吹基点標石) 基点2 N 32° 14' 11" E 130° 12' 02" (出水郡長島町伊唐島目吹ヨイガミ基点標石) 点ア N 32° 14' 35" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 14' 11" E 130° 12' 03"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第35号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町目吹島地先	出水郡長島町目吹島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第36号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町伊唐島目吹鼻西地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 12" E 130° 11' 41" (出水郡長島町伊唐島竹崎北基点標識) 基点2 N 32° 14' 33" E 130° 11' 37" (出水郡長島町伊唐島目吹鼻基点標識) 点ア N 32° 14' 12" E 130° 11' 39" 点イ N 32° 14' 34" E 130° 11' 35"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第37号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町伊唐島竹崎南地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 56" E 130° 11' 44" (出水郡長島町伊唐島竹崎南基点標識) 基点2 N 32° 14' 07" E 130° 11' 42" (出水郡長島町伊唐島竹崎南基点標識) 点ア N 32° 13' 55" E 130° 11' 43" 点イ N 32° 14' 08" E 130° 11' 40"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第38号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町伊唐島の崎地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 37" E 130° 11' 37" (出水郡長島町伊唐島赤間基点標石) 基点2 N 32° 13' 12" E 130° 11' 18" (出水郡長島町伊唐島の崎基点標石) 点ア N 32° 13' 38" E 130° 11' 36" 点イ N 32° 13' 12" E 130° 11' 17"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第39号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦待島地先	出水郡長島町諸浦待島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第40号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦長瀬地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 17" E 130° 11' 05" (出水郡長島町諸浦長瀬中之下基点標石) 基点2 N 32° 15' 12" E 130° 11' 03" (出水郡長島町諸浦長瀬クジラ鼻基点標石) 点ア N 32° 15' 17" E 130° 11' 06" 点イ N 32° 15' 12" E 130° 11' 05"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第41号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦葛輪堂崎鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、点アと点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウ、点エを順次に直線で結んだ線、点エと点オ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線及び基点2から点オを見通す直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 29" E 130° 11' 15" (出水郡長島町諸浦葛輪漁港東防波堤基部基点標石) 基点2 N 32° 15' 53" E 130° 11' 17" (出水郡長島町諸浦葛輪堂崎基点標石) 点ア N 32° 15' 27" E 130° 11' 17" 点イ N 32° 15' 39" E 130° 11' 23" 点ウ N 32° 15' 39" E 130° 11' 26" 点エ N 32° 15' 42" E 130° 11' 24" 点オ N 32° 15' 53" E 130° 11' 16"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第42号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町葛輪ホウ瀬地先	出水郡長島町葛輪ホウ瀬の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第43号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町黒島地先	出水郡長島町黒島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第44号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町葛輪蜂の巣地先	基点1と点アを結ぶ直線、点ア、点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、基点2から点イを見通す直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 53" E 130° 11' 17" (出水郡長島町葛輪蜂の巣浦基点標石) 基点2 N 32° 15' 31" E 130° 10' 51" (出水郡長島町葛輪田島基点標石) 点ア N 32° 15' 49" E 130° 11' 06" 点イ N 32° 15' 31" E 130° 10' 50"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第45号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦田島地先	基点から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高潮時海岸線から沖合50メートルの線、点イ、点ウ、点エを結ぶ直線、点エ、点オ間の最大高潮時海岸線から沖合60メートルの線、基点2から点オを見通す直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 30" E 130° 10' 51" (出水郡長島町諸浦葛輪田島基点標石) 基点2 N 32° 15' 18" E 130° 10' 31" (出水郡長島町諸浦葛輪田島入江西基点標石) 点ア N 32° 15' 31" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 15' 27" E 130° 10' 43" 点ウ N 32° 15' 22" E 130° 10' 38" 点エ N 32° 15' 21" E 130° 10' 37" 点オ N 32° 15' 19" E 130° 10' 32"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第46号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町葛輪地先	基点1から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウを結ぶ直線、点ウ、点エ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、基点2から点エを見通す直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 18" E 130° 10' 30" (出水郡長島町葛輪田島入江西基点標石) 基点2 N 32° 14' 50" E 130° 10' 04" (出水郡長島町葛輪大城基点標石) 点ア N 32° 15' 19" E 130° 10' 32" 点イ N 32° 15' 01" E 130° 10' 08" 点ウ N 32° 14' 59" E 130° 10' 06" 点エ N 32° 14' 50" E 130° 10' 03"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第47号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬地先	<p>基点1, 点アを結ぶ直線, 点ア, 点イを結ぶ直線, 点イ, 点ウ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線, 基点2から点ウを見通す直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 29" E 130° 09' 59" (出水郡長島町諸浦白瀬水産加工場角基点標識) 基点2 N 32° 14' 47" E 130° 10' 00" (出水郡長島町諸浦大城基点標石) 点ア N 32° 14' 29" E 130° 09' 57" 点イ N 32° 14' 34" E 130° 09' 57" 点ウ N 32° 14' 47" E 130° 09' 59"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第48号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬西地先	<p>基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通す直線, 最大高潮時海岸線と最大高潮海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域及び基点3, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点3を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 27" E 130° 09' 50" (出水郡長島町諸浦白瀬神社下基点標石) 基点2 N 32° 13' 47" E 130° 09' 51" (出水郡長島町諸浦樫の浦基点標識) 基点3 N 32° 14' 45" E 130° 09' 32" (出水郡長島町壁岩基点標石) 点ア N 32° 14' 30" E 130° 09' 48" 点イ N 32° 13' 46" E 130° 09' 51" 点ウ N 32° 14' 45" E 130° 09' 34" 点エ N 32° 14' 41" E 130° 09' 35" 点オ N 32° 14' 42" E 130° 09' 33"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第49号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 長浦坊子 鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合20メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 44" E 130° 09' 56" (出水郡長島町諸浦長浦坊子鼻基点標識) 基点2 N 32° 13' 42" E 130° 09' 57" (出水郡長島町諸浦長浦基点標柱) 点ア N 32° 13' 45" E 130° 09' 56" 点イ N 32° 13' 42" E 130° 09' 58"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第50号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 樫之浦地先	<p>基点と点アを結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 32° 13' 47" E 130° 09' 59" (出水郡長島町樫之浦(舟かくし浦西)基点標石) 点ア N 32° 13' 47" E 130° 10' 06"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第51号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦乳之瀬戸西地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合20メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 43" E 130° 10' 07" (出水郡長島町諸浦樫之浦東基点標識) 基点2 N 32° 13' 34" E 130° 10' 13" (出水郡長島町諸浦乳之瀬戸西基点標識) 点ア N 32° 13' 43" E 130° 10' 06" 点イ N 32° 13' 34" E 130° 10' 12"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第52号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦乳之瀬戸東コドマイ地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 36" E 130° 10' 13" (出水郡長島町諸浦乳之瀬戸東基点標識) 基点2 N 32° 14' 02" E 130° 10' 31" (出水郡長島町諸浦島小倉鼻基点標石) 点ア N 32° 13' 37" E 130° 10' 14" 点イ N 32° 14' 03" E 130° 10' 32"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第53号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦島コドマイ中地先	<p>基点1、点ア、基点2を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 02" E 130° 10' 30" (出水郡長島町諸浦島小倉鼻基点標石) 基点2 N 32° 14' 06" E 130° 10' 31" (出水郡長島町中倉鼻基点標石) 点ア N 32° 14' 04" E 130° 10' 30"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第54号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦島本浦保育園下地先	<p>点アと点イ、点ウ、基点1を順次に結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 18" E 130° 10' 35" (出水郡長島町諸浦島曲り鼻基点標識) 点ア N 32° 14' 06" E 130° 10' 29" 点イ N 32° 14' 14" E 130° 10' 33" 点ウ N 32° 14' 18" E 130° 10' 36"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第55号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町野島地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 38" E 130° 11' 16" (出水郡長島町野島北漁場東基点標石) 基点2 N 32° 14' 24" E 130° 10' 56" (出水郡長島町野島北漁場西基点標石) 点ア N 32° 14' 37" E 130° 11' 16" 点イ N 32° 14' 23" E 130° 10' 57"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	地元 地区
鹿特区 の 第56号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町裸島 地先	出水郡長島町裸島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時 海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
鹿特区 の 第57号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 末島地先	出水郡長島町末島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時 海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
鹿特区 の 第58号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 竹島地先	基点1から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高 潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウ、基点 2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区 域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 35" E 130° 10' 53" (出水郡長島町諸浦竹島防波堤基点標識) 基点2 N 32° 13' 42" E 130° 10' 57" (出水郡長島町諸浦末島基点標識) 点ア N 32° 13' 34" E 130° 10' 54" 点イ N 32° 13' 41" E 130° 11' 00" 点ウ N 32° 13' 43" E 130° 10' 58"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
鹿特区 の 第59号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 薄井兩島 鼻地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 31" E 130° 10' 04" (出水郡長島町諸浦薄井兩島鼻基点標識) 基点2 N 32° 13' 27" E 130° 09' 57" (出水郡長島町諸浦薄井乳ノ瀬戸口基点標識) 点ア N 32° 13' 32" E 130° 10' 05" 点イ N 32° 13' 28" E 130° 09' 56"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
鹿特区 の 第60号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	出水郡長 島町諸浦 薄井ドッ ク鼻地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通 す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖 合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 41" E 130° 10' 21" (出水郡長島町諸浦薄井種苗センター鼻基点標識) 基点2 N 32° 13' 39" E 130° 10' 20" (出水郡長島町諸浦薄井ドック鼻基点標識) 点ア N 32° 13' 41" E 130° 10' 20" 点イ N 32° 13' 40" E 130° 10' 19"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m以 上の高さ に設置し なければ ならない	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第61号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦伊唐大橋下地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 59" E 130° 11' 02" (出水郡長島町諸浦オノツキダシ基点標識) 基点2 N 32° 13' 13" E 130° 10' 43" (出水郡長島町諸浦薄井ヘタメ基点標石) 点ア N 32° 12' 59" E 130° 11' 03" 点イ N 32° 13' 14" E 130° 10' 44"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第62号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町鷹巣宮之浦白拍子地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合40メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 26" E 130° 11' 14" (出水郡長島町鷹巣宮之浦白拍子鼻基点標識) 基点2 N 32° 12' 58" E 130° 11' 02" (出水郡長島町鷹巣宮之浦オノツキダシ基点標識) 点ア N 32° 12' 27" E 130° 11' 15" 点イ N 32° 12' 58" E 130° 11' 04"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第63号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町三船長瀬から福ノ浦辰の鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウを結ぶ直線、点ウ、点エ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、基点2から点エを見通す直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 35" E 130° 09' 20" (出水郡長島町三船長瀬中鼻基点標石) 基点2 N 32° 13' 01" E 130° 08' 44" (出水郡長島町辰の鼻基点標石) 点ア N 32° 13' 35" E 130° 09' 21" 点イ N 32° 12' 55" E 130° 09' 14" 点ウ N 32° 12' 54" E 130° 09' 10" 点エ N 32° 13' 00" E 130° 08' 43"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第64号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町脇崎小島地先	出水郡長島町脇崎小島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第65号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町脇崎赤崎地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 10' 35" E 130° 11' 05" (出水郡長島町赤崎基点標石) 基点2 N 32° 10' 00" E 130° 11' 14" (出水郡長島町塩追基点標石) 点ア N 32° 10' 35" E 130° 11' 04" 点イ N 32° 10' 00" E 130° 11' 15"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第66号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町脇崎先ノ山鼻地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 09' 58" E 130° 11' 38" (出水郡長島町京泊基点標石) 基点2 N 32° 09' 46" E 130° 12' 19" (出水郡長島町鯖ノ口鼻南基点標石) 点ア N 32° 09' 58" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 09' 47" E 130° 12' 20"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区の第67号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町茅屋小島元から口之福浦地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 48.5" E 130° 08' 14.6" 基点2 N 32° 12' 36" E 130° 08' 35" (出水郡長島町口之福浦長次郎の耕地石垣の東端基点標石) 点ア N 32° 12' 50" E 130° 08' 14.5" 点イ N 32° 12' 37" E 130° 08' 35"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町の地区
鹿特区の第68号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町茅屋棧敷瀬から茅屋小島元地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 57.5" E 130° 07' 34" 基点2 N 32° 12' 48.5" E 130° 08' 14.6" 点ア N 32° 12' 58.5" E 130° 07' 33" 点イ N 32° 12' 50" E 130° 08' 14.5"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町の地区
鹿特区の第69号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町北方崎から茅屋田竹地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 36" E 130° 06' 39" 基点2 N 32° 12' 46" E 130° 07' 26.5" 点ア N 32° 12' 34" E 130° 06' 37" 点イ N 32° 12' 47" E 130° 07' 26.5"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第70号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町浜漣右岸地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 12' 07" E 130° 06' 47" (出水郡長島町浜漣基点標石) 基点2 N 32° 12' 10" E 130° 06' 52" (出水郡長島町浜漣基点標石) 点ア N 32° 12' 06" E 130° 06' 48" 点イ N 32° 12' 09" E 130° 06' 53"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町地区
鹿特区の第71号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町浜漣左岸地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 11' 59" E 130° 06' 36" (出水郡長島町温崎北側基点標石) 基点2 N 32° 11' 56" E 130° 06' 47" (出水郡長島町温崎北側基点標石) 点ア N 32° 12' 00" E 130° 06' 36" 点イ N 32° 11' 57" E 130° 06' 47"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町地区
鹿特区の第72号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町温之浦右岸地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 11' 48" E 130° 06' 32" (出水郡長島町温之浦基点標石) 基点2 N 32° 11' 42" E 130° 06' 50" (出水郡長島町温之浦基点標石) 点ア N 32° 11' 47" E 130° 06' 32" 点イ N 32° 11' 41" E 130° 06' 49"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町地区
鹿特区の第73号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水郡長島町蔵之元から温之浦地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 11' 27.5" E 130° 06' 21" 基点2 N 32° 11' 37.5" E 130° 06' 50" 点ア N 32° 11' 27.5" E 130° 06' 19" 点イ N 32° 11' 39" E 130° 06' 50"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町地区
鹿特区の第74号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	出水市地先	<p>基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域ただし、広瀬川、高尾野川及び名護漁港の区域を除く</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 32° 07' 31" E 130° 20' 14" (米之津川右岸旧河口防波堤突端基点標識) 基点2 N 32° 07' 10" E 130° 16' 23" (出水市蘇島水音鼻基点標識) 点ア N 32° 07' 44" E 130° 19' 57" 点イ N 32° 06' 48" E 130° 18' 05" 点ウ N 32° 06' 54" E 130° 17' 09"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水市

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第75号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	薩摩川内市上甌町浦内地先	<p>基点と点アを結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 51' 08" E 129° 51' 31" (薩摩川内市上甌町浦内網崎基点標識) 点ア N 31° 51' 12" E 129° 51' 31"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	薩摩川内市上甌町の地区
鹿特区の第76号	区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	薩摩川内市港町唐山唐浜漁港東地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 52' 09" E 130° 12' 16" 点イ N 31° 52' 12" E 130° 12' 14" 点ウ N 31° 52' 14" E 130° 12' 17" 点エ N 31° 52' 11" E 130° 12' 19"</p>	外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	薩摩川内市の旧川内市の地区
鹿特区の第77号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	薩摩川内市川内川河口地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 50' 09" E 130° 12' 55" 点イ N 31° 50' 05" E 130° 13' 00" 点ウ N 31° 50' 03" E 130° 12' 59" 点エ N 31° 50' 07" E 130° 12' 54"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	薩摩川内市の旧川内市の地区
鹿特区の第78号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日	指宿市今和泉地先	<p>基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 17' 35" E 130° 35' 57" (指宿市今和泉漁港北側基点標識) 基点2 N 31° 17' 44" E 130° 35' 40" (指宿市指宿商業高校下基点標石) 点ア N 31° 17' 36" E 130° 35' 58" 点イ N 31° 17' 38" E 130° 35' 53" 点ウ N 31° 17' 45" E 130° 35' 42"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	指宿市の旧指宿市岩本の地区
鹿特区の第79号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	鹿児島市喜入生見町田貫地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 18' 27" E 130° 34' 45" (鹿児島市喜入生見町田貫護岸南東基点標識) 基点2 N 31° 18' 30" E 130° 34' 38" (鹿児島市喜入生見町田貫護岸北西基点標識) 点ア N 31° 18' 29" E 130° 34' 47" 点イ N 31° 18' 33" E 130° 34' 40"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第80号	区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	鹿児島市喜入生見町米倉地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 19' 04" E 130° 34' 04" (鹿児島市喜入生見町海水浴場北端谷元商店下基点標識) 基点2 N 31° 19' 26" E 130° 33' 51" (鹿児島市喜入生見町久津輪防災監視塔下基点標識) 点ア N 31° 19' 06" E 130° 34' 08" 点イ N 31° 19' 27" E 130° 33' 55"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区
鹿特区の第81号	区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	鹿児島市喜入前之浜町鈴地先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 19' 52" E 130° 33' 42" (鹿児島市喜入前之浜町鈴川基点標識) 基点2 N 31° 20' 05" E 130° 33' 38" (鹿児島市喜入前之浜町鈴納骨堂下北側国道護岸基点標識) 点ア N 31° 19' 53" E 130° 33' 45" 点イ N 31° 20' 05" E 130° 33' 41"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区
鹿特区の第82号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	鹿児島市喜入前之浜町川下地先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 48" E 130° 33' 26" (鹿児島市喜入前之浜町基点標石) 基点2 N 31° 21' 08" E 130° 33' 16" (鹿児島市喜入前之浜町基点標石) 点ア N 31° 20' 49" E 130° 33' 30" 点イ N 31° 21' 09" E 130° 33' 21"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区
鹿特区の第83号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	鹿児島市喜入中名町地先	基点1, 点ア及び基点2を結ぶ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 23' 47" E 130° 32' 10" (鹿児島市喜入中名町上北村埋立地北防波堤基点標識) 基点2 N 31° 24' 03" E 130° 31' 54" (鹿児島市喜入中名町脇田樋高川口基点標識) 点ア N 31° 24' 06" E 130° 31' 58"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区
鹿特区の第84号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	鹿児島市喜入瀬々串町地先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合100メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 25' 29" E 130° 31' 26" 基点2 N 31° 25' 06" E 130° 31' 25" (鹿児島市喜入瀬々串町浜田基点標識) 点ア N 31° 25' 31" E 130° 31' 30" 点イ N 31° 25' 06" E 130° 31' 29"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第85号	区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日	始良市別府川河口右岸地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 44" E 130° 38' 16" 点イ N 31° 42' 40" E 130° 38' 20" 点ウ N 31° 42' 52" E 130° 38' 34" 点エ N 31° 42' 56" E 130° 38' 30"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	始良市の旧加治木町の地区
鹿特区の第86号	区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日	始良市別府川河口左岸地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置の位置 基点1 N 31° 43' 14" E 130° 38' 48" (別府川河口左岸護岸基点標識) 基点2 N 31° 43' 17" E 130° 38' 53" (始良市加治木町新興干拓地護岸基点標識) 点ア N 31° 43' 10" E 130° 38' 51" 点イ N 31° 43' 09" E 130° 38' 56"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	始良市の旧加治木町の地区
鹿特区の第87号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日	霧島市隼人町清水川地先	基点1, 点ア, 基点2, 点イ, 点ウを順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 43' 29" E 130° 43' 01" (霧島市隼人町島津新田護岸上の基点標識) 基点2 N 31° 43' 38" E 130° 42' 44" (霧島市隼人町野久美田基点標石) 点ア N 31° 43' 27" E 130° 42' 57" 点イ N 31° 43' 40" E 130° 42' 53" 点ウ N 31° 43' 33" E 130° 42' 59"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区の第88号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日	霧島市国分広瀬水戸川右岸地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 23" E 130° 45' 56" 点イ N 31° 42' 15" E 130° 45' 56" 点ウ N 31° 42' 16" E 130° 45' 43" 点エ N 31° 42' 23" E 130° 45' 45"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区の第89号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日	霧島市国分湊水戸川左岸地先	基点1, 点ア, 基点2, 点イを順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 22" E 130° 46' 07" (霧島市国分湊水戸川河口の東護岸の基点標識) 基点2 N 31° 42' 16" E 130° 46' 34" (霧島市国分下井松山護岸の基点標識) 点ア N 31° 42' 11" E 130° 46' 07" 点イ N 31° 42' 04" E 130° 46' 32"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区の第90号	区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日	国分漁港西地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 31° 42' 12" E 130° 47' 25"</p> <p>点イ N 31° 42' 06" E 130° 47' 24"</p> <p>点ウ N 31° 42' 07" E 130° 47' 18"</p> <p>点エ N 31° 42' 13" E 130° 47' 19"</p>	外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
区 の第91号	区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日	国分漁港東地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 31° 42' 11" E 130° 47' 33"</p> <p>点イ N 31° 42' 07" E 130° 47' 32"</p> <p>点ウ N 31° 42' 04" E 130° 47' 39"</p> <p>点エ N 31° 42' 08" E 130° 47' 39"</p>	外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区の第92号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日	鹿屋市浜田町高須地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置</p> <p>基点1 N 31° 20' 38" E 130° 47' 52" (鹿屋市高須町基点標石)</p> <p>基点2 N 31° 20' 12" E 130° 48' 12" (鹿屋市浜田町基点標石)</p> <p>点ア N 31° 20' 35" E 130° 47' 49"</p> <p>点イ N 31° 20' 10" E 130° 48' 07"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿屋市の旧鹿屋市の地区

ウ わかめ養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区わ第1号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町幣串鵜瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 45" E 130° 12' 36" 点イ N 32° 15' 45" E 130° 12' 30" 点ウ N 32° 15' 39" E 130° 12' 30" 点エ N 32° 15' 39" E 130° 12' 36"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区わ第2号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町待島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 38" E 130° 11' 21" 点イ N 32° 16' 39" E 130° 11' 17" 点ウ N 32° 16' 45" E 130° 11' 21" 点エ N 32° 16' 43" E 130° 11' 25"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区わ第3号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町諸浦小城黒崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 24" E 130° 10' 16" 点イ N 32° 15' 26" E 130° 10' 13" 点ウ N 32° 15' 32" E 130° 10' 20" 点エ N 32° 15' 30" E 130° 10' 22"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区わ第4号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町諸浦島葛輪北地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 02" E 130° 11' 24" 点イ N 32° 16' 02" E 130° 11' 26" 点ウ N 32° 15' 55" E 130° 11' 27" 点エ N 32° 15' 56" E 130° 11' 25"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区わ第5号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町本浦野島東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 29" E 130° 11' 06" 点イ N 32° 14' 27" E 130° 11' 07" 点ウ N 32° 14' 26" E 130° 11' 04" 点エ N 32° 14' 27" E 130° 11' 03"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区わ第6号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町白瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 23" E 130° 09' 25" 点イ N 32° 14' 19" E 130° 09' 17" 点ウ N 32° 14' 09" E 130° 09' 19" 点エ N 32° 14' 12" E 130° 09' 27"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区わ第7号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	出水郡長島町棧敷瀬東地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 58" E 130° 07' 44" 点イ N 32° 12' 59" E 130° 07' 46" 点ウ N 32° 13' 01" E 130° 07' 44" 点エ N 32° 13' 00" E 130° 07' 42"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町の地区
鹿特区わ第8号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	阿久根市脇本鵜ノ瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 06' 53" E 130° 11' 25" 点イ N 32° 06' 53" E 130° 11' 21" 点ウ N 32° 06' 48" E 130° 11' 16" 点エ N 32° 06' 46" E 130° 11' 23"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	阿久根市脇本
鹿特区わ第9号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	阿久根市波留大島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 01' 40" E 130° 10' 06" 点イ N 32° 01' 53" E 130° 10' 04" 点ウ N 32° 01' 53" E 130° 10' 15" 点エ N 32° 01' 40" E 130° 10' 17"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	阿久根市(脇本, 西目を除く)
鹿特区わ第10号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	阿久根市戸柱地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 01' 03" E 130° 11' 14" 点イ N 32° 01' 06" E 130° 11' 12" 点ウ N 32° 01' 04" E 130° 11' 08" 点エ N 32° 01' 01" E 130° 11' 10"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	阿久根市(脇本, 西目を除く)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区わ第11号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	日置市江口漁港西地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39' 21" E 130° 18' 53" 点イ N 31° 39' 21" E 130° 18' 51" 点ウ N 31° 39' 15" E 130° 18' 55" 点エ N 31° 39' 16" E 130° 18' 57"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	日置市の旧東市来町・旧日吉町の地区
鹿特区わ第12号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	日置市江口漁港西地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39' 12" E 130° 18' 48.5" 点イ N 31° 39' 12" E 130° 18' 47.5" 点ウ N 31° 39' 09.5" E 130° 18' 47.5" 点エ N 31° 39' 09.5" E 130° 18' 48.5"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	日置市の旧東市来町・旧日吉町の地区
鹿特区わ第13号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	日置市江口漁港南地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39' 09" E 130° 18' 52" 点イ N 31° 39' 07" E 130° 18' 52" 点ウ N 31° 39' 06" E 130° 18' 56" 点エ N 31° 39' 08" E 130° 18' 57"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	日置市の旧東市来町・旧日吉町の地区
鹿特区わ第14号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	指宿市湯山地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 23" E 130° 39' 34" 点イ N 31° 15' 20" E 130° 39' 41" 点ウ N 31° 15' 05" E 130° 39' 36" 点エ N 31° 15' 07" E 130° 39' 29"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	指宿市の旧指宿市（今和泉を除く）の地区
鹿特区わ第15号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	鹿児島市平川町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 27" E 130° 31' 10" 点イ N 31° 26' 29" E 130° 31' 16" 点ウ N 31° 26' 45" E 130° 31' 16" 点エ N 31° 26' 43" E 130° 31' 10"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧谷山市の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区わ第16号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	鹿児島市吉野町地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線から沖合140メートルの線及び最大高潮時海岸線から沖合250メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 36' 57" E 130° 34' 37" (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38' 01" E 130° 36' 08" (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36' 50" E 130° 34' 43" 点イ N 31° 37' 56" E 130° 36' 16"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市(旧東桜島村、旧谷山市、旧桜島町及び旧喜入町を除く)
鹿特区わ第17号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	始良市脇元地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 41' 34" E 130° 36' 57" 点イ N 31° 41' 35" E 130° 37' 01" 点ウ N 31° 41' 44" E 130° 36' 58" 点エ N 31° 41' 43" E 130° 36' 53"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	始良市の旧始良町の地区
鹿特区わ第18号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	始良市松原地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 42' 34" E 130° 38' 03" 点イ N 31° 42' 31" E 130° 38' 03" 点ウ N 31° 42' 31" E 130° 38' 07" 点エ N 31° 42' 34" E 130° 38' 07"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	始良市の旧始良町の地区
鹿特区わ第19号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	始良市加治木町新興干拓地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 43' 23" E 130° 39' 15" 点イ N 31° 43' 18" E 130° 39' 19" 点ウ N 31° 43' 14" E 130° 39' 13" 点エ N 31° 43' 20" E 130° 39' 09"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	始良市の旧加治木町の地区
鹿特区わ第20号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	霧島市隼人町小浜地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 43' 44" E 130° 41' 40" 点イ N 31° 43' 42" E 130° 41' 38" 点ウ N 31° 43' 39" E 130° 41' 43" 点エ N 31° 43' 42" E 130° 41' 45"</p>	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区わ第21号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	霧島市隼人町浜之市地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 22" E 130° 43' 06" 点イ N 31° 43' 21" E 130° 43' 02" 点ウ N 31° 43' 16" E 130° 43' 05" 点エ N 31° 43' 18" E 130° 43' 08"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区わ第22号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	霧島市隼人町弁天島東	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 13" E 130° 43' 07" 点イ N 31° 42' 13" E 130° 43' 11" 点ウ N 31° 42' 08" E 130° 43' 11" 点エ N 31° 42' 08" E 130° 43' 07"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区わ第23号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	霧島市国分敷根若尊鼻西	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 38" E 130° 47' 55" 点イ N 31° 41' 39" E 130° 47' 51" 点ウ N 31° 41' 34" E 130° 47' 50" 点エ N 31° 41' 33" E 130° 47' 55"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区
鹿特区わ第24号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	霧島市福山町若尊鼻南側地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 15" E 130° 48' 13" 点イ N 31° 41' 09" E 130° 48' 12" 点ウ N 31° 41' 10" E 130° 47' 59" 点エ N 31° 41' 16" E 130° 48' 00"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	霧島市旧福山町の地区
鹿特区わ第25号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	鹿児島市東桜島伊敷ヶ窪	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 01" E 130° 38' 05" 点イ N 31° 33' 00" E 130° 38' 01" 点ウ N 31° 32' 55" E 130° 38' 04" 点エ N 31° 32' 57" E 130° 38' 07"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿児島市の旧東桜島村の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区わ第26号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	垂水市海潟桜島口地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 16" E 130° 41' 52" 点イ N 31° 33' 06" E 130° 41' 52" 点ウ N 31° 33' 06" E 130° 41' 47" 点エ N 31° 33' 16" E 130° 41' 47"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市 (牛根を除く)
鹿特区わ第27号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	垂水市中俣地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 30' 50" E 130° 41' 38" 点イ N 31° 30' 51" E 130° 41' 31" 点ウ N 31° 30' 41" E 130° 41' 29" 点エ N 31° 30' 40" E 130° 41' 36"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市 (牛根を除く)
鹿特区わ第28号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	垂水市柘原錦町地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 27' 54" E 130° 41' 47" 点イ N 31° 27' 53" E 130° 41' 43" 点ウ N 31° 27' 45" E 130° 41' 44" 点エ N 31° 27' 46" E 130° 41' 48"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市 (牛根を除く)
鹿特区わ第29号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	垂水市柘原並松地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 27' 18" E 130° 43' 00" 点イ N 31° 27' 15" E 130° 42' 59" 点ウ N 31° 27' 12" E 130° 43' 07" 点エ N 31° 27' 15" E 130° 43' 08"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市 (牛根を除く)
鹿特区わ第30号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	垂水市新城市住庵地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 11" E 130° 44' 16" 点イ N 31° 26' 09" E 130° 44' 13" 点ウ N 31° 25' 59" E 130° 44' 26" 点エ N 31° 26' 01" E 130° 44' 29"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	垂水市 (牛根を除く)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区わ第31号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	鹿屋市船間町小園地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 23′ 15″ E 130° 46′ 20″ 点イ N 31° 23′ 15″ E 130° 46′ 12″ 点ウ N 31° 23′ 03″ E 130° 46′ 18″ 点エ N 31° 23′ 05″ E 130° 46′ 26″	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿屋市の旧鹿屋市の地区
鹿特区わ第32号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	鹿屋市高須町金浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 21′ 43″ E 130° 47′ 14″ 点イ N 31° 21′ 41″ E 130° 47′ 07″ 点ウ N 31° 21′ 30″ E 130° 47′ 12″ 点エ N 31° 21′ 33″ E 130° 47′ 18″	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿屋市の旧鹿屋市の地区
鹿特区わ第33号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	鹿屋市高須海岸地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 20′ 41″ E 130° 47′ 36″ 点イ N 31° 20′ 35″ E 130° 47′ 31″ 点ウ N 31° 20′ 15″ E 130° 47′ 37″ 点エ N 31° 20′ 20″ E 130° 47′ 43″	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	鹿屋市の旧鹿屋市の地区
鹿特区わ第34号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	志布志市夏井地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 28′ 13″ E 131° 07′ 49″ 点イ N 31° 28′ 14″ E 131° 07′ 47″ 点ウ N 31° 28′ 12″ E 131° 07′ 43″ 点エ N 31° 28′ 11″ E 131° 07′ 46″	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	志布志市の旧志布志町の地区

エ ひじき養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区ひじ第1号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	出水郡長島町獅子島柏栗地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 15' 50" E 130° 14' 23"</p> <p>点イ N 32° 15' 49" E 130° 14' 28"</p> <p>点ウ N 32° 15' 44" E 130° 14' 24"</p> <p>点エ N 32° 15' 46" E 130° 14' 19"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひじ第2号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	出水郡長島町諸浦白瀬白浜地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 14' 12" E 130° 09' 27"</p> <p>点イ N 32° 14' 09" E 130° 09' 19"</p> <p>点ウ N 32° 14' 00" E 130° 09' 26"</p> <p>点エ N 32° 14' 03" E 130° 09' 34"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひじ第3号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	出水郡長島町田尻今度ヶ浦地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 05' 58" E 130° 10' 06"</p> <p>点イ N 32° 05' 58" E 130° 10' 07"</p> <p>点ウ N 32° 05' 52" E 130° 10' 03"</p> <p>点エ N 32° 05' 52" E 130° 10' 02"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひじ第4号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	出水郡長島町田尻淵ノ尻地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 05' 26" E 130° 09' 53"</p> <p>点イ N 32° 05' 25" E 130° 09' 55"</p> <p>点ウ N 32° 05' 21" E 130° 09' 53"</p> <p>点エ N 32° 05' 23" E 130° 09' 51"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひじ第5号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	出水郡長島町田尻前浜地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 05' 21" E 130° 09' 33"</p> <p>点イ N 32° 05' 15" E 130° 09' 32"</p> <p>点ウ N 32° 05' 15" E 130° 09' 29"</p> <p>点エ N 32° 05' 22" E 130° 09' 30"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区ひじ第6号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	指宿市大渡崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 13' 00" E 130° 39' 03" 点イ N 31° 12' 57" E 130° 39' 04" 点ウ N 31° 12' 54" E 130° 38' 51" 点エ N 31° 12' 57" E 130° 38' 50"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧指宿市の地区(ただし岩本地区を除く)
鹿特区ひじ第7号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	指宿市観音崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 09" E 130° 35' 27" 点イ N 31° 18' 12" E 130° 35' 34" 点ウ N 31° 17' 58" E 130° 35' 41" 点エ N 31° 17' 55" E 130° 35' 34"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧指宿市の地区(ただし指宿地区を除く)
鹿特区ひじ第8号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	鹿児島市生見町森満地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 41" E 130° 34' 34" 点イ N 31° 18' 40" E 130° 34' 32" 点ウ N 31° 18' 43" E 130° 34' 28" 点エ N 31° 18' 45" E 130° 34' 30"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市の旧喜入町の地区
鹿特区ひじ第9号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	鹿児島市平川地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 05" E 130° 31' 17" 点イ N 31° 26' 10" E 130° 31' 35" 点ウ N 31° 26' 31" E 130° 31' 24" 点エ N 31° 26' 26" E 130° 31' 07"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市の旧谷山市の地区
鹿特区ひじ第10号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	鹿児島市南栄2号用地地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 30' 27" E 130° 32' 01" 点イ N 31° 30' 26" E 130° 32' 04" 点ウ N 31° 30' 54" E 130° 32' 14" 点エ N 31° 30' 55" E 130° 32' 10"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市の旧谷山市の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区ひじ第11号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	鹿児島市吉野地先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合140メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 36' 57" E 130° 34' 37" (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38' 01" E 130° 36' 08" (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36' 54" E 130° 34' 40" 点イ N 31° 37' 58" E 130° 36' 12"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市(旧谷山市、旧東桜島村、旧桜島町及び旧喜入町の地区を除く)
鹿特区ひじ第12号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	霧島市隼人町小浜地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 43' 47" E 130° 41' 35" 点イ N 31° 43' 44" E 130° 41' 33" 点ウ N 31° 43' 42" E 130° 41' 38" 点エ N 31° 43' 44" E 130° 41' 40"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	霧島市の旧隼人町の地区
鹿特区ひじ第13号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	霧島市隼人町浜之市地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 43' 18" E 130° 43' 08" 点イ N 31° 43' 16" E 130° 43' 05" 点ウ N 31° 43' 12" E 130° 43' 08" 点エ N 31° 43' 14" E 130° 43' 11"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	霧島市の旧隼人町の地区
鹿特区ひじ第14号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	霧島市隼人町弁天島東地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 42' 18" E 130° 43' 07" 点イ N 31° 42' 17" E 130° 43' 11" 点ウ N 31° 42' 13" E 130° 43' 11" 点エ N 31° 42' 13" E 130° 43' 07"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	霧島市の旧国分市の地区
鹿特区ひじ第15号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	霧島市国分敷根若尊鼻西地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 41' 33" E 130° 47' 55" 点イ N 31° 41' 34" E 130° 47' 50" 点ウ N 31° 41' 30" E 130° 47' 48" 点エ N 31° 41' 29" E 130° 47' 51"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	霧島市の旧国分市の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区ひじ第16号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	垂水市海潟桜島口地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 16" E 130° 41' 57" 点イ N 31° 33' 06" E 130° 41' 57" 点ウ N 31° 33' 06" E 130° 41' 52" 点エ N 31° 33' 16" E 130° 41' 52"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	垂水市(牛根地区を除く)
鹿特区ひじ第17号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	垂水市海潟江之島地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 31' 50" E 130° 41' 47" 基点2 N 31° 31' 45" E 130° 41' 45" 点ア N 31° 31' 50" E 130° 41' 50" 点イ N 31° 31' 45" E 130° 41' 47"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	垂水市(牛根地区を除く)
鹿特区ひじ第18号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	垂水市荒崎地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点1 N 31° 30' 38" E 130° 41' 44" 基点2 N 31° 30' 33" E 130° 41' 44" 点ア N 31° 30' 38" E 130° 41' 37" 点イ N 31° 30' 33" E 130° 41' 37"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	垂水市(牛根地区を除く)
鹿特区ひじ第19号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	垂水市浜平地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点1 N 31° 27' 55" E 130° 41' 54" 基点2 N 31° 27' 48" E 130° 41' 55" 点ア N 31° 27' 54" E 130° 41' 47" 点イ N 31° 27' 46" E 130° 41' 48"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	垂水市(牛根地区を除く)
鹿特区ひじ第20号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	垂水市柘原地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 27' 18" E 130° 43' 14" 基点2 N 31° 27' 22" E 130° 43' 02" 点ア N 31° 27' 16" E 130° 43' 12" 点イ N 31° 27' 19" E 130° 43' 02"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	垂水市(牛根地区を除く)
鹿特区ひじ第21号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日	鹿屋市浜田地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 20' 45" E 130° 47' 36" 点イ N 31° 20' 41" E 130° 47' 36" 点ウ N 31° 20' 20" E 130° 47' 43" 点エ N 31° 20' 08" E 130° 47' 53" 点オ N 31° 20' 10" E 130° 48' 07" 点カ N 31° 20' 35" E 130° 47' 49"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿屋市の旧鹿屋市地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	地元 地区
鹿特区 ひじ 第22号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	肝属郡錦 江町皆倉 地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を結ぶ直線及び最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点1 N 31° 17' 26" E 130° 47' 42" 基点2 N 31° 17' 13" E 130° 47' 42" 点ア N 31° 17' 26" E 130° 47' 30" 点イ N 31° 17' 13" E 130° 47' 30"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	肝属 郡錦 江町 の旧 大根 占町 の地 区

オ 真珠母貝養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区母(垂)第1号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町浦底三船ミングラ地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 13' 32" E 130° 09' 32" 点イ N 32° 13' 33" E 130° 09' 35" 点ウ N 32° 13' 29" E 130° 09' 36" 点エ N 32° 13' 30" E 130° 09' 39" 点オ N 32° 13' 18" E 130° 09' 43" 点カ N 32° 13' 20" E 130° 09' 47" 点キ N 32° 13' 18" E 130° 09' 47" 点ク N 32° 13' 14" E 130° 09' 45" 点ケ N 32° 13' 14" E 130° 09' 39"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区母(垂)第2号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町浦底三船浦東地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 13' 25" E 130° 09' 53" 点イ N 32° 13' 28" E 130° 09' 49" 点ウ N 32° 13' 20" E 130° 09' 48" 点エ N 32° 13' 19" E 130° 09' 50"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区母(垂)第3号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	薩摩川内市上甕町浦内地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び基点3と点ウを結んだ直線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置</p> <p>基点1 N 31° 51' 19" E 129° 51' 33" (薩摩川内市上甕町浦内田之浦鼻基点標識) 基点2 N 31° 51' 06" E 129° 51' 05" (薩摩川内市上甕町浦内猫瀬鼻基点標識) 基点3 N 31° 51' 08" E 129° 51' 31" (薩摩川内市上甕町浦内網崎基点標識) 点ア N 31° 51' 21" E 129° 51' 32" 点イ N 31° 51' 09" E 129° 51' 04" 点ウ N 31° 51' 12" E 129° 51' 31"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甕町の地区

カ ひおうぎがい養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区ひ(垂)第1号	第1種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島御所浦下別当南地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 40" E 130° 14' 00" 点イ N 32° 17' 39" E 130° 13' 59" 点ウ N 32° 17' 43" E 130° 13' 54" 点エ N 32° 17' 43" E 130° 13' 55"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひ(垂)第2号	第1種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町獅子島幣串中網代地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 29" E 130° 13' 20" 点イ N 32° 15' 28" E 130° 13' 22" 点ウ N 32° 15' 23" E 130° 13' 17" 点エ N 32° 15' 24" E 130° 13' 15"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひ(垂)第3号	第1種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町黒崎浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 17" E 130° 10' 35" 点イ N 32° 15' 19" E 130° 10' 38" 点ウ N 32° 15' 21" E 130° 10' 36" 点エ N 32° 15' 19" E 130° 10' 33"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひ(垂)第4号	第1種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦長瀬ニゴガジロ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 03" E 130° 10' 47" 点イ N 32° 15' 02" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 14' 58" E 130° 10' 46" 点エ N 32° 15' 00" E 130° 10' 43"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひ(垂)第5号	第1種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦本浦木ノ根地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 49" E 130° 10' 35" 点イ N 32° 14' 49" E 130° 10' 37" 点ウ N 32° 14' 46" E 130° 10' 37" 点エ N 32° 14' 46" E 130° 10' 36"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区ひ(垂)第6号	第1種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町本浦乳の瀬戸東地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 43" E 130° 10' 14" 点イ N 32° 13' 45" E 130° 10' 16" 点ウ N 32° 13' 46" E 130° 10' 13" 点エ N 32° 13' 44" E 130° 10' 11"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	地元 地区
鹿特区 ひ(垂) 第7号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町白瀬 白浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 54" E 130° 09' 45" 点イ N 32° 13' 56" E 130° 09' 45" 点ウ N 32° 13' 54" E 130° 09' 40" 点エ N 32° 13' 53" E 130° 09' 41"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第8号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町竹島 , かいまた 瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 45" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 13' 46" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 13' 46" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 13' 45" E 130° 10' 45"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第9号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町脇崎 先の山鼻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 10' 07" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 10' 07" E 130° 11' 36" 点ウ N 32° 10' 09" E 130° 11' 36" 点エ N 32° 10' 09" E 130° 11' 37"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第10号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町市来 埼観音地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 08' 53" E 130° 11' 59" 点イ N 32° 08' 53" E 130° 11' 57" 点ウ N 32° 08' 52" E 130° 11' 57" 点エ N 32° 08' 52" E 130° 11' 59"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第11号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町加世 堂丸岡鼻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 52" E 130° 10' 28" 点イ N 32° 07' 51" E 130° 10' 26" 点ウ N 32° 07' 47" E 130° 10' 30" 点エ N 32° 07' 48" E 130° 10' 32"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 ひ(垂) 第12号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町加世 堂西地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 57" E 130° 10' 18" 点イ N 32° 07' 58" E 130° 10' 20" 点ウ N 32° 07' 54" E 130° 10' 22" 点エ N 32° 07' 53" E 130° 10' 20"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区 ひ(垂) 第13号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町浦底浦西岸地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 19" E 130° 08' 49" 点イ N 32° 12' 21" E 130° 08' 50" 点ウ N 32° 12' 24" E 130° 08' 48" 点エ N 32° 12' 26" E 130° 08' 45" 点オ N 32° 12' 22" E 130° 08' 43"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町地区
鹿特区 ひ(垂) 第14号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町浜漕地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 59" E 130° 06' 49" 点イ N 32° 12' 00" E 130° 06' 49" 点ウ N 32° 12' 01" E 130° 06' 52" 点エ N 32° 11' 59" E 130° 06' 52"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島町地区
鹿特区 ひ(垂) 第15号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	鹿児島市竜ヶ水地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点1 N 31° 38' 50" E 130° 36' 15" 基点2 N 31° 38' 30" E 130° 36' 11" 点ア N 31° 38' 45.5" E 130° 36' 24.5" 点イ N 31° 38' 27.5" E 130° 36' 17.5"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市(旧東桜島村, 旧谷山市, 旧桜島町及び旧喜入町の区域を除く)
鹿特区 ひ(垂) 第16号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日	鹿児島市竜ヶ水地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点1 N 31° 39' 19" E 130° 36' 40" 基点2 N 31° 39' 08" E 130° 36' 28" 点ア N 31° 39' 15" E 130° 36' 45" 点イ N 31° 39' 04" E 130° 36' 33"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市(旧東桜島村, 旧谷山市, 旧桜島町及び旧喜入町の区域を除く)

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	地元 地区
鹿特区 ひ(垂) 第17号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多郡間泊 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 02' 14" E 130° 43' 08" 点イ N 31° 02' 05" E 130° 43' 07" 点ウ N 31° 02' 05" E 130° 43' 09" 点エ N 31° 02' 13" E 130° 43' 09"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡南大隅町の旧佐多町の区域(伊座敷を除く)
鹿特区 ひ(垂) 第18号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	志布志市 志布志町 夏井漁港 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 点ア N 31° 28' 02" E 131° 08' 07" 点イ N 31° 27' 59" E 131° 08' 05" 点ウ N 31° 28' 01" E 131° 08' 01" 点エ N 31° 28' 04" E 131° 08' 03.5"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	志布志市旧志布志町の地区

キ あわび養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区あ(垂)第1号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町黒崎浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 21" E 130° 10' 36" 点イ N 32° 15' 22" E 130° 10' 35" 点ウ N 32° 15' 21" E 130° 10' 32" 点エ N 32° 15' 19" E 130° 10' 33"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第2号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦葛輪地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 09" E 130° 11' 02" 点イ N 32° 15' 08" E 130° 11' 02" 点ウ N 32° 15' 07" E 130° 11' 01" 点エ N 32° 15' 08" E 130° 11' 00"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第3号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦葛輪アソジロ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 05" E 130° 10' 48" 点イ N 32° 15' 03" E 130° 10' 51" 点ウ N 32° 15' 04" E 130° 10' 53" 点エ N 32° 15' 06" E 130° 10' 51"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第4号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町野島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 30" E 130° 10' 53" 点イ N 32° 14' 30" E 130° 10' 52" 点ウ N 32° 14' 27" E 130° 10' 50" 点エ N 32° 14' 27" E 130° 10' 51"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第5号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町白瀬葛輪境地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 52" E 130° 10' 02" 点イ N 32° 14' 53" E 130° 10' 00" 点ウ N 32° 14' 49" E 130° 09' 55" 点エ N 32° 14' 47" E 130° 09' 57"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第6号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町薄井つづら崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 50" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 13' 54" E 130° 10' 40" 点ウ N 32° 13' 53" E 130° 10' 31" 点エ N 32° 13' 49" E 130° 10' 30"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区あ(垂)第7号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町竹島、かいまた瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 46" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 13' 49" E 130° 10' 48" 点ウ N 32° 13' 49" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 13' 46" E 130° 10' 45"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第8号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町脇崎先の山鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 10' 04" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 10' 04" E 130° 11' 36" 点ウ N 32° 10' 07" E 130° 11' 36" 点エ N 32° 10' 07" E 130° 11' 37"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
あ(垂)第9号	区画漁業	式養殖業	1月1日から12月31日	島町加世堂西地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 49" E 130° 10' 22" 点イ N 32° 07' 50" E 130° 10' 24" 点ウ N 32° 07' 53" E 130° 10' 22" 点エ N 32° 07' 53" E 130° 10' 20"	外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
鹿特区あ(垂)第10号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町浦底浦西岸地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 19" E 130° 08' 50" 点イ N 32° 12' 19" E 130° 08' 52" 点ウ N 32° 12' 21" E 130° 08' 50" 点エ N 32° 12' 19" E 130° 08' 49"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島の地区
鹿特区あ(垂)第11号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町浜漕地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 00" E 130° 06' 54" 点イ N 32° 12' 01" E 130° 06' 53" 点ウ N 32° 12' 01" E 130° 06' 52" 点エ N 32° 11' 59" E 130° 06' 52"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島の地区
鹿特区あ(垂)第12号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町蔵之元地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 24" E 130° 06' 03" 点イ N 32° 11' 23" E 130° 06' 01" 点ウ N 32° 11' 22" E 130° 06' 01" 点エ N 31° 11' 22" E 130° 06' 03"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町の旧長島の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区あ(垂)第13号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日	薩摩川内市里町西崎地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 31° 51' 54" E 129° 54' 10"</p> <p>点イ N 31° 51' 57" E 129° 54' 16"</p> <p>点ウ N 31° 51' 48" E 129° 54' 23"</p> <p>点エ N 31° 51' 45.5" E 129° 54' 18"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市里町

ク かき養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	制限又は 条 件	地元 地区
鹿特区 か(垂) 第1号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 下別当地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 41" E 130° 14' 01" 点イ N 32° 17' 40" E 130° 14' 00" 点ウ N 32° 17' 43" E 130° 13' 55" 点エ N 32° 17' 44" E 130° 13' 57"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 か(垂) 第2号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島湯ノ口 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 38" E 130° 15' 32" 点イ N 32° 16' 36" E 130° 15' 39" 点ウ N 32° 16' 33" E 130° 15' 36" 点エ N 32° 16' 36" E 130° 15' 31"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 か(垂) 第3号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島幣串中 網代地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 15" E 130° 13' 00" 点イ N 32° 15' 13" E 130° 13' 02" 点ウ N 32° 15' 19" E 130° 13' 09" 点エ N 32° 15' 21" E 130° 13' 08"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 か(垂) 第4号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島片側重 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 21" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 16' 26" E 130° 12' 45" 点ウ N 32° 16' 26" E 130° 12' 42" 点エ N 32° 16' 21" E 130° 12' 44"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 か(垂) 第5号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島片側琵琶 首地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 48" E 130° 12' 56" 点イ N 32° 16' 49" E 130° 12' 55" 点ウ N 32° 16' 46.5" E 130° 12' 51" 点エ N 32° 16' 45.5" E 130° 12' 52"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 か(垂) 第6号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島黒崎小 浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 23" E 130° 13' 10" 点イ N 32° 17' 23" E 130° 13' 07" 点ウ N 32° 17' 22" E 130° 13' 07" 点エ N 32° 17' 22" E 130° 13' 10"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区
鹿特区 か(垂) 第7号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町旧獅子 島小学校 地先	点ア, 点イ, 点ウ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 23" E 130° 13' 46" 点イ N 32° 17' 26" E 130° 13' 42" 点ウ N 32° 17' 25" E 130° 13' 41"	漁具群の外 角に電燈そ の他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	制限又は 条 件	地元 地区
鹿特区 か(垂) 第8号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町葛輪 ニゴガシ 口地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 02" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 15' 01" E 130° 10' 51" 点ウ N 32° 14' 57" E 130° 10' 48" 点エ N 32° 14' 58" E 130° 10' 46"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町地区
鹿特区 か(垂) 第9号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町葛輪 木の根地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次 に直線で結んだ線によって囲まれ 点の位置 点ア N 32° 14' 56" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 14' 54" E 130° 10' 40" 点ウ N 32° 14' 50" E 130° 10' 38" 点エ N 32° 14' 50" E 130° 10' 35" 点オ N 32° 14' 54" E 130° 10' 36"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町地区
鹿特区 か(垂) 第10号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町野島 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 32" E 130° 10' 55" 点イ N 32° 14' 32.5" E 130° 10' 54" 点ウ N 32° 14' 30" E 130° 10' 52" 点エ N 32° 14' 30" E 130° 10' 54"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町地区
鹿特区 か(垂) 第11号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 本浦保育 園下地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 20" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 14' 19" E 130° 10' 43" 点ウ N 32° 14' 23" E 130° 10' 44" 点エ N 32° 14' 25" E 130° 10' 40"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町地区
鹿特区 か(垂) 第12号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町本浦 くら地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 11" E 130° 10' 34" 点イ N 32° 14' 11" E 130° 10' 35" 点ウ N 32° 14' 09" E 130° 10' 35" 点エ N 32° 14' 10" E 130° 10' 34"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町地区
鹿特区 か(垂) 第13号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町本浦 樫之浦地 先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 42" E 130° 10' 06" 基点2 N 32° 13' 44" E 130° 10' 07" 点ア N 32° 13' 44" E 130° 09' 57" 点イ N 32° 13' 46" E 130° 09' 58"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町地区
鹿特区 か(垂) 第14号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 針尾下地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 16" E 130° 10' 35" 点イ N 32° 13' 16" E 130° 10' 37" 点ウ N 32° 13' 17" E 130° 10' 37" 点エ N 32° 13' 17" E 130° 10' 35"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町地区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	制限又は 条 件	地元 地区
鹿特区 か(垂) 第15号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 竹島かい また瀬地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 44" E 130° 10' 50" 点イ N 32° 13' 45" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 13' 45" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 13' 44" E 130° 10' 45"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 か(垂) 第16号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 33" E 130° 09' 57" 点イ N 32° 14' 35" E 130° 09' 55" 点ウ N 32° 14' 34" E 130° 09' 53" 点エ N 32° 14' 32" E 130° 09' 55"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 か(垂) 第17号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 田地先竹	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 47.5" E 130° 07' 20" 点イ N 32° 12' 47.5" E 130° 07' 18" 点ウ N 32° 12' 46" E 130° 07' 18" 点エ N 32° 12' 46" E 130° 07' 20"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 長島町の 地区
鹿特区 か(垂) 第18号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浜渡 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 01" E 130° 06' 57" 点イ N 32° 12' 01" E 130° 06' 55" 点ウ N 32° 12' 00" E 130° 06' 55" 点エ N 32° 12' 00" E 130° 06' 57"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 長島町の 地区
鹿特区 か(垂) 第19号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町蔵之 元地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11' 24" E 130° 06' 05" 点イ N 32° 11' 24" E 130° 06' 03" 点ウ N 32° 11' 22" E 130° 06' 03" 点エ N 32° 11' 23" E 130° 06' 05"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	出水郡長 島町の旧 長島町の 地区
鹿特区 か(垂) 第20号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市里町西 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点才, 点力及び点ア を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 51' 54" E 129° 54' 10" 点イ N 31° 51' 57" E 129° 54' 16" 点ウ N 31° 51' 48" E 129° 54' 23" 点エ N 31° 51' 51" E 129° 54' 28" 点才 N 31° 51' 45" E 129° 54' 34" 点力 N 31° 51' 39" E 129° 54' 24"	漁具群の外 角に電燈そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	薩摩川内 市里町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	制限又は 条 件	地元 地区
鹿特区 か(垂) 第21号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 蘭牟田地 先	点工, 点才, 点力, 点キ, 点ク, 点ケ及び点工 を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点工 N 31° 46' 34" E 129° 47' 41" 点才 N 31° 46' 37" E 129° 47' 41" 点力 N 31° 46' 40" E 129° 47' 42" 点キ N 31° 46' 44" E 129° 47' 45" 点ク N 31° 46' 40" E 129° 47' 52" 点ケ N 31° 46' 31" E 129° 47' 47"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	薩摩川内 市鹿島町
鹿特区 か(垂) 第22号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 小牟田地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点工及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 46' 02" E 129° 47' 58" 点イ N 31° 46' 03" E 129° 48' 02" 点ウ N 31° 46' 09" E 129° 47' 58" 点工 N 31° 46' 08" E 129° 47' 55"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	薩摩川内 市鹿島町
鹿特区 か(垂) 第23号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦熊ヶ 浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点工及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 24' 59" E 130° 11' 03" 点イ N 31° 25' 00" E 130° 11' 08" 点ウ N 31° 25' 04" E 130° 11' 06" 点工 N 31° 25' 03" E 130° 11' 01"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	南さつま 市笠沙町 片浦(野 間池地区 を除く)
鹿特区 か(垂) 第24号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 吉野町地 先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イ を見通す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時 海岸線から沖合250メートルの線によって囲まれ た区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 36' 57" E 130° 34' 37" (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38' 01" E 130° 36' 08" (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36' 50" E 130° 34' 43" 点イ N 31° 37' 56" E 130° 36' 16"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町を除 く)
鹿特区 か(垂) 第25号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結 んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 39' 08" E 130° 36' 28" 基点2 N 31° 38' 50" E 130° 36' 15" 点ア N 31° 38' 59" E 130° 36' 39" 点イ N 31° 38' 42" E 130° 36' 33"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町を除 く)
鹿特区 か(垂) 第26号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島小池 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点工及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 36' 00" E 130° 36' 19" 点イ N 31° 36' 06" E 130° 36' 06" 点ウ N 31° 36' 00" E 130° 36' 02.5" 点工 N 31° 35' 54" E 130° 36' 15.5"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町を除 く)

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	制限又は 条 件	地元 地区
鹿特区 か(垂) 第27号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 桜島横山 町溶岩地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 35' 07" E 130° 35' 29" 点イ N 31° 35' 07" E 130° 35' 25" 点ウ N 31° 35' 03.5" E 130° 35' 25" 点エ N 31° 35' 03.5" E 130° 35' 29"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	鹿児島市 (旧東桜 島村, 旧 谷山市, 旧桜島町 及び旧喜 入町を除 く)
鹿特区 か(垂) 第28号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市福 山町若草 鼻南側地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 15" E 130° 48' 13" 点イ N 31° 41' 09" E 130° 48' 12" 点ウ N 31° 41' 10" E 130° 47' 59" 点エ N 31° 41' 16" E 130° 48' 00"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	霧島市福 山町地区
鹿特区 か(垂) 第29号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根前崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 40" E 130° 43' 25" 点イ N 31° 33' 43" E 130° 43' 26" 点ウ N 31° 33' 45" E 130° 43' 20" 点エ N 31° 33' 42" E 130° 43' 19"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	垂水市牛 根地区
鹿特区 か(垂) 第30号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	垂水市牛 根前崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 48" E 130° 43' 21" 点イ N 31° 33' 51" E 130° 43' 23" 点ウ N 31° 33' 53" E 130° 43' 17" 点エ N 31° 33' 49.5" E 130° 43' 16.5"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	垂水市牛 根地区
鹿特区 か(垂) 第31号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 市黒神町 宇土湾地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 35' 48.5" E 130° 42' 45" 点イ N 31° 35' 48.5" E 130° 42' 41" 点ウ N 31° 35' 46" E 130° 42' 41" 点エ N 31° 35' 46" E 130° 42' 45"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	鹿児島市 黒神町宇 土湾地区
鹿特区 か(垂) 第32号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 野尻町地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33' 35" E 130° 37' 12" 点イ N 31° 33' 35" E 130° 37' 08" 点ウ N 31° 33' 31" E 130° 37' 10" 点エ N 31° 33' 31" E 130° 37' 14"	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	鹿児島市 野尻町地 区

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	制限又は 条 件	地元 地区
鹿特区 か(垂) 第33号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多郡間泊 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 02′ 09″ E 130° 42′ 58″ 点イ N 31° 02′ 08″ E 130° 42′ 57″ 点ウ N 31° 02′ 10″ E 130° 42′ 54″ 点エ N 31° 02′ 11″ E 130° 42′ 55″	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	肝属郡南 大隅町佐 多馬籠, 佐多郡, 佐多辺塚 地区
鹿特区 か(垂) 第34号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町佐 多郡間泊 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 02′ 14″ E 130° 43′ 08″ 点イ N 31° 02′ 05″ E 130° 43′ 07″ 点ウ N 31° 02′ 05″ E 130° 43′ 09″ 点エ N 31° 02′ 13″ E 130° 43′ 09″	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	肝属郡南 大隅町佐 多馬籠, 佐多郡, 佐多辺塚 地区
鹿特区 か(垂) 第35号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	志布志市 志布志町 夏井地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 28′ 12″ E 131° 07′ 39″ 点イ N 31° 28′ 11″ E 131° 07′ 38″ 点ウ N 31° 28′ 13″ E 131° 07′ 31″ 点エ N 31° 28′ 14″ E 131° 07′ 32″	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	志布志市 の旧志布 志町の地 区
鹿特区 か(垂) 第36号	第 1 種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	志布志市 志布志町 夏井漁港 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 28′ 02″ E 131° 08′ 07″ 点イ N 31° 27′ 59″ E 131° 08′ 05″ 点ウ N 31° 28′ 01″ E 131° 08′ 01″ 点エ N 31° 28′ 04″ E 131° 08′ 03.5″	漁具群の外 角に電灯そ 他の照明 による漁具 標識を設置 しなければ ならない	志布志市 の旧志布 志町の地 区

ケ 真珠養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿区第4号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦裸島地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 14' 08" E 130° 10' 43" 点イ N 32° 14' 09" E 130° 10' 39" 点ウ N 32° 14' 03" E 130° 10' 37" 点エ N 32° 14' 02" E 130° 10' 41"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町
鹿区第5号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日	出水郡長島町諸浦樗之浦地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 32° 13' 45" E 130° 09' 54" 点イ N 32° 13' 45" E 130° 09' 52" 点ウ N 32° 13' 41" E 130° 09' 52" 点エ N 32° 13' 41" E 130° 09' 54"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	出水郡長島町
鹿区第6号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日	薩摩川内市上甌町浦内地先	<p>基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線及び基点3と点ウを結んだ直線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置</p> <p>基点1 N 31° 51' 19" E 129° 51' 33" (薩摩川内市上甌町浦内田之浦鼻基点標識) 基点2 N 31° 51' 06" E 129° 51' 05" (薩摩川内市上甌町浦内猫瀬鼻基点標識) 基点3 N 31° 51' 08" E 129° 51' 31" (薩摩川内市上甌町浦内網崎基点標識) 点ア N 31° 51' 21" E 129° 51' 32" 点イ N 31° 51' 09" E 129° 51' 04" 点ウ N 31° 51' 12" E 129° 51' 31"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甌町

コ あさり・はまぐり養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区あ(地)第1号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	始良市重富地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 20" E 130° 37' 11" 基点2 N 31° 42' 13" E 130° 37' 07" 点ア N 31° 42' 15" E 130° 37' 20" 点イ N 31° 42' 08" E 130° 37' 15"</p>	なし	始良市の旧始良町の地区
鹿特区あ(地)第2号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	始良市平松地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 48" E 130° 37' 39" 基点2 N 31° 42' 34" E 130° 37' 24" 点ア N 31° 42' 44" E 130° 37' 49" 点イ N 31° 42' 29" E 130° 37' 33"</p>	なし	始良市の旧始良町の地区
鹿特区あ(地)第3号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	霧島市隼人町小浜地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 44' 05" E 130° 41' 19.5" 基点2 N 31° 44' 06" E 130° 41' 13" 点ア N 31° 44' 00" E 130° 41' 17" 点イ N 31° 44' 01" E 130° 41' 11"</p>	なし	霧島市の旧隼人町地区
鹿特区あ(地)第4号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	霧島市隼人町小浜地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 43' 57" E 130° 41' 37.5" 基点2 N 31° 44' 01" E 130° 41' 33" 点ア N 31° 43' 52" E 130° 41' 36" 点イ N 31° 43' 56" E 130° 41' 31"</p>	なし	霧島市の旧隼人町地区
鹿特区あ(地)第5号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	霧島市隼人町清水川河口	<p>基点1, 基点2, 基点3, 点ア, 基点4を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 43' 40.5" E 130° 43' 01" 基点2 N 31° 43' 33" E 130° 42' 59" 基点3 N 31° 43' 29" E 130° 43' 01" 基点4 N 31° 43' 38" E 130° 42' 44" 点ア N 31° 43' 27" E 130° 42' 57"</p>	なし	霧島市の旧隼人町地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿特区あ(地)第6号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	霧島市隼人町天降川河口	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 25" E 130° 44' 16" 基点2 N 31° 42' 26" E 130° 44' 09" 点ア N 31° 42' 22" E 130° 44' 15" 点イ N 31° 42' 23" E 130° 44' 08"</p>	なし	霧島市の旧隼人町地区
鹿特区あ(地)第7号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	霧島市国分分水戸川地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 16" E 130° 46' 34" 基点2 N 31° 42' 24" E 130° 45' 39" 点ア N 31° 42' 04" E 130° 46' 32" 点イ N 31° 42' 11" E 130° 46' 07" 点ウ N 31° 42' 15" E 130° 45' 56" 点エ N 31° 42' 16" E 130° 45' 38"</p>	なし	霧島市の旧国分市の地区
鹿特区あ(地)第8号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	霧島市国分漁港西地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点4, 基点3, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 12" E 130° 47' 25" 基点2 N 31° 42' 15" E 130° 47' 10" 基点3 N 31° 42' 12" E 130° 46' 58" 基点4 N 31° 42' 07" E 130° 46' 51" 点ア N 31° 42' 06" E 130° 47' 24" 点イ N 31° 42' 07" E 130° 47' 08"</p>	なし	霧島市の旧国分市の地区
鹿特区あ(地)第9号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	霧島市国分漁港東地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 41' 50" E 130° 47' 56" 基点2 N 31° 42' 11" E 130° 47' 33" 点ア N 31° 41' 48" E 130° 47' 50" 点イ N 31° 42' 00" E 130° 47' 43" 点ウ N 31° 42' 07" E 130° 47' 32"</p>	なし	霧島市の旧国分市の地区
鹿特区あ(地)第10号	第3種区画漁業	あさり・はまぐり地まき式養殖業	1月1日から12月31日	鹿児島市黒神町宇土港地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 35' 35" E 130° 43' 00" 基点2 N 31° 35' 36" E 130° 42' 54" 点ア N 31° 35' 36" E 130° 43' 01" 点イ N 31° 35' 37" E 130° 42' 54"</p>	なし	鹿児島市の旧東桜島町の地区

(2) 定置漁業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿定第1号	定置漁業	ぶり雑魚定置	11月1日から翌年6月30日	薩摩川内市上甑町瀬上一本松地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 52' 06" E 129° 52' 22" (薩摩川内市上甑町瀬上一本松基点標石) 点ア N 31° 52' 07" E 129° 52' 21" 点イ N 31° 52' 22" E 129° 52' 27" 点ウ N 31° 52' 09" E 129° 52' 39"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市市里町、上甑町瀬上、小島、桑の浦
鹿定第2号	定置漁業	ぶり雑魚定置	9月1日から翌年7月15日	薩摩川内市上甑町平良島深浦地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 47' 03" E 129° 49' 47" (薩摩川内市上甑町平良島深浦エビス岩基点標石) 点ア N 31° 47' 04" E 129° 50' 06" 点イ N 31° 47' 11" E 129° 49' 56"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甑町平良
鹿定第3号	定置漁業	ぶり雑魚定置	12月1日から翌年7月15日	薩摩川内市上甑町平良島弁慶地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 46' 53" E 129° 49' 47" (薩摩川内市上甑町平良島弁慶定置小屋基点標石) 点ア N 31° 46' 35" E 129° 50' 17" 点イ N 31° 46' 46" E 129° 50' 21"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市上甑町平良
鹿定第4号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	薩摩川内市鹿島町夜萩地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 47' 05" E 129° 47' 35" (薩摩川内市鹿島町夜萩浦横瀬基点標石) 点ア N 31° 47' 05" E 129° 47' 27" 点イ N 31° 47' 20" E 129° 47' 28" 点ウ N 31° 47' 14" E 129° 47' 44"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町
鹿定第5号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	薩摩川内市鹿島町浮水地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 45' 31" E 129° 46' 46" (薩摩川内市鹿島町浮水ナメ瀬基点標石) 点ア N 31° 45' 42" E 129° 46' 33" 点イ N 31° 45' 45" E 129° 46' 50" 点ウ N 31° 45' 30" E 129° 46' 50"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿定第6号	定置漁業	ぶり雑魚定置	10月1日から翌年7月31日	薩摩川内市鹿島町吹切地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 44' 19" E 129° 46' 49" (薩摩川内市鹿島町吹切平瀬基点標石) 点ア N 31° 44' 03" E 129° 47' 02" 点イ N 31° 44' 22" E 129° 47' 06" 点ウ N 31° 44' 24" E 129° 46' 48"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町
鹿定第7号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	薩摩川内市鹿島町由良島地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 44' 17" E 129° 45' 36" (薩摩川内市鹿島町大崩八尻ゴト基点標石) 点ア N 31° 44' 40" E 129° 45' 27" 点イ N 31° 44' 41" E 129° 45' 42" 点ウ N 31° 44' 16" E 129° 45' 38"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市鹿島町
鹿定第8号	定置漁業	ぶり雑魚定置	11月1日から翌年7月9日	薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 39' 32.5" E 129° 43' 57" (薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾基点標石) 点ア N 31° 39' 30" E 129° 44' 16" 点イ N 31° 39' 35" E 129° 44' 22" 点ウ N 31° 39' 47" E 129° 44' 05" 点エ N 31° 39' 41" E 129° 43' 57"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市下甑町青瀬
鹿定第9号	定置漁業	雑魚定置	7月10日から10月31日	薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 39' 35" E 129° 43' 51" (薩摩川内市下甑町青瀬瀬尾基点標石) 点ア N 31° 39' 33" E 129° 43' 57" 点イ N 31° 39' 38" E 129° 44' 06" 点ウ N 31° 39' 45" E 129° 43' 57" 点エ N 31° 39' 37" E 129° 43' 50"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	薩摩川内市下甑町青瀬
鹿定第10号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	南さつま市笠沙町片浦高崎山地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 26' 01" E 130° 10' 04" (南さつま市笠沙町片浦高崎ジャガ鼻大瀬基点標石) 点ア N 31° 26' 11" E 130° 10' 09" 点イ N 31° 26' 14" E 130° 10' 12" 点ウ N 31° 26' 02" E 130° 10' 25" 点エ N 31° 25' 57" E 130° 10' 07"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市笠沙町片浦(野間池地区を除く)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿定第11号	定置漁業	ぶり雑魚定置	1月1日から12月31日	南さつま市坊津町秋目沖秋目島高根地先	基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 21' 50" E 130° 10' 07" (南さつま市坊津町秋目沖秋目島高根基点標石) 点ア N 31° 22' 00" E 130° 09' 54" 点イ N 31° 21' 50" E 130° 09' 42" 点ウ N 31° 21' 46" E 130° 09' 48" 点エ N 31° 21' 46" E 130° 09' 59"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市坊津町秋目
鹿定第12号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	南さつま市坊津町久志赤野間地先	基点1、点ア、点イ、点ウ、基点2及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 19' 54" E 130° 11' 53" (南さつま市坊津町久志赤野間基点標石) 基点2 N 31° 20' 01" E 130° 11' 57" (南さつま市坊津町久志赤野間オキノ瀬基点標石) 点ア N 31° 19' 53" E 130° 11' 50" 点イ N 31° 20' 07" E 130° 11' 34" 点ウ N 31° 20' 16" E 130° 11' 51"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	南さつま市坊津町秋目、坊津町久志
鹿定第13号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	指宿市開聞十町田ノ崎地先	基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 11' 03" E 130° 30' 36" (指宿市開聞田ノ崎基点標石) 点ア N 31° 10' 57" E 130° 30' 14" 点イ N 31° 11' 17" E 130° 30' 24"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧開聞町の地区
鹿定第14号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	指宿市開聞川尻小瀬地先	基点、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 10' 25" E 130° 32' 58" (指宿市開聞川尻小瀬基点標石) 点ア N 31° 10' 21" E 130° 33' 06" 点イ N 31° 10' 19" E 130° 33' 08" 点ウ N 31° 10' 11" E 130° 32' 54" 点エ N 31° 10' 14" E 130° 32' 52" 点オ N 31° 10' 23" E 130° 32' 56"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧開聞町の地区
鹿定第15号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町佐多伊座敷地先	基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 31° 05' 57" E 130° 41' 51" (肝属郡南大隅町佐多伊座敷穴口基点標石) 点ア N 31° 06' 04" E 130° 41' 51" 点イ N 31° 06' 11" E 130° 41' 46" 点ウ N 31° 06' 05" E 130° 41' 32" 点エ N 31° 05' 59" E 130° 41' 40"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡南大隅町佐多伊座敷

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿定第16号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡南大隅町佐多伊座敷上之園地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 05' 17" E 130° 40' 45" 点ア N 31° 05' 26" E 130° 40' 48" 点イ N 31° 05' 40" E 130° 40' 40" 点ウ N 31° 05' 32" E 130° 40' 20" 点エ N 31° 05' 18" E 130° 40' 30"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡南大隅町佐多伊座敷
鹿定第17号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町船間深井地先	<p>基点、点ア、点イ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 10' 21" E 130° 59' 24" (肝属郡肝付町船間深井基点標石) 点ア N 31° 10' 36" E 130° 59' 25" 点イ N 31° 10' 26" E 130° 59' 40"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町岸良
鹿定第18号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町岸良ステン島地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 13' 37" E 131° 01' 48" (肝属郡肝付町 基点標石) 点ア N 31° 13' 26" E 131° 01' 42" 点イ N 31° 13' 24" E 131° 01' 42" 点ウ N 31° 13' 23" E 131° 01' 53" 点エ N 31° 13' 25" E 131° 01' 54"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町岸良
鹿定第19号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町桃之木地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 17' 11" E 131° 07' 31" (肝属郡肝付町小谷鼻の東、穴クグリ前基点標石) 点ア N 31° 17' 11" E 131° 07' 30" 点イ N 31° 17' 28" E 131° 07' 27" 点ウ N 31° 17' 20" E 131° 07' 52"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
鹿定第20号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町小谷地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 17' 03" E 131° 07' 15" (肝属郡肝付町小谷テンマ石基点標識) 点ア N 31° 17' 07" E 131° 07' 00" 点イ N 31° 17' 21" E 131° 07' 12" 点ウ N 31° 17' 16" E 131° 07' 17"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿定第21号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町双子瀬地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 16' 46" E 131° 06' 52" (肝属郡肝付町双子瀬基点標柱) 点ア N 31° 17' 05" E 131° 06' 32" 点イ N 31° 17' 05" E 131° 07' 00" 点ウ N 31° 16' 47" E 131° 06' 54"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
鹿定第22号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町仏崎地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 16' 44" E 131° 05' 36" (肝属郡肝付町仏崎基点標石) 点ア N 31° 16' 44" E 131° 05' 35" 点イ N 31° 16' 54" E 131° 05' 28" 点ウ N 31° 17' 00" E 131° 05' 27" 点エ N 31° 16' 58" E 131° 05' 52" 点オ N 31° 16' 52" E 131° 05' 50"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
鹿定第23号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町海蔵地先	<p>基点、点ア、点イ、点ウ及び基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点 N 31° 19' 58" E 131° 06' 05" (肝属郡肝付町海蔵アコウの木の下基点標石) 点ア N 31° 20' 12" E 131° 06' 00" 点イ N 31° 20' 11" E 131° 06' 19" 点ウ N 31° 20' 05" E 131° 06' 16"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町南方及び北方
鹿定第24号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町飯ヶ谷地先	<p>基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 05" E 131° 05' 24" (肝属郡肝付町飯ヶ谷小山基点標石) 基点2 N 31° 20' 09" E 131° 05' 15" (肝属郡肝付町飯ヶ谷イサミ石基点標石) 点ア N 31° 20' 22" E 131° 05' 42" 点イ N 31° 20' 32" E 131° 05' 18"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町の旧高山町の地区
鹿定第25号	定置漁業	雑魚定置	1月1日から12月31日	肝属郡肝付町東風泊地先	<p>基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 27" E 131° 04' 24" (肝属郡肝付町東風泊次郎石基点標石) 基点2 N 31° 20' 26" E 131° 04' 19" (肝属郡肝付町東風泊鳥糞石基点標石) 点ア N 31° 20' 52" E 131° 04' 48" 点イ N 31° 20' 51" E 131° 04' 23"</p>	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡肝付町の旧高山町の地区

2 熊毛海区

(1) 区画漁業

ア 魚類養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
						漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	いけす(8メートル×8メートル)の数の最高限度	
熊特区魚第1号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	西之表市国上浦田地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 30° 49' 27.7" E 131° 02' 32" 点イ N 30° 49' 29" E 131° 02' 32" 点ウ N 30° 49' 29" E 131° 02' 30.3" 点エ N 30° 49' 27.5" E 131° 02' 30.5"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	5台	西之表市
熊特区魚第2号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	熊毛郡南種子町坂井熊野地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 30° 27' 43" E 130° 57' 59" 点イ N 30° 27' 45" E 130° 57' 56" 点ウ N 30° 27' 40" E 130° 57' 52" 点エ N 30° 27' 39" E 130° 57' 55"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	5台	熊毛郡南種子町
熊特区魚第3号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	熊毛郡南種子町島間地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 30° 28' 14" E 130° 51' 58.85" 点イ N 30° 28' 14.8" E 130° 51' 58.4" 点ウ N 30° 28' 13.25" E 130° 51' 54.8" 点エ N 30° 28' 12.4" E 130° 51' 55.35"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	熊特区魚第4号と合わせて32台	熊毛郡南種子町
熊特区魚第4号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	熊毛郡南種子町島間地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 30° 28' 08" E 130° 51' 50.5" 点イ N 30° 28' 09" E 130° 51' 50" 点ウ N 30° 28' 06.6" E 130° 51' 41.8" 点エ N 30° 28' 05.6" E 130° 51' 42.3"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	熊特区魚第3号と合わせて32台	熊毛郡南種子町

イ とこぶし養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
熊特區と(地)第1号	第3種区画漁業	とこぶし地まき式養殖業	1月1日から12月31日	西之表市安納地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 30° 43' 29" E 131° 04' 31" 点イ N 30° 43' 16" E 131° 04' 30" 点ウ N 30° 43' 14" E 131° 04' 34" 点エ N 30° 43' 21" E 131° 04' 35" 点オ N 30° 43' 27" E 131° 04' 38"</p>	なし	西之表市
熊特區と(地)第2号	第3種区画漁業	とこぶし地まき式養殖業	1月1日から12月31日	西之表市庄司浦地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 30° 42' 58" E 131° 04' 30" 点イ N 30° 42' 50" E 131° 04' 31" 点ウ N 30° 42' 39" E 131° 04' 29" 点エ N 30° 42' 37" E 131° 04' 34" 点オ N 30° 42' 50" E 131° 04' 39" 点カ N 30° 42' 59" E 131° 04' 37"</p>	なし	西之表市

3 奄美大島海区
 (1) 区画漁業
 ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大特区 魚第1号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村枝手 久島生間 長浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17′ 05″ E 129° 12′ 49″ 点イ N 28° 16′ 53″ E 129° 12′ 48″ 点ウ N 28° 16′ 54″ E 129° 12′ 41″ 点エ N 28° 17′ 06″ E 129° 12′ 42″	別紙-1	63台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第2号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村枝手 久島生間 長浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17′ 05″ E 129° 12′ 49″ 点イ N 28° 16′ 53″ E 129° 12′ 48″ 点ウ N 28° 16′ 54″ E 129° 12′ 41″ 点エ N 28° 17′ 06″ E 129° 12′ 42″	別紙-3	98台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第3号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村枝手 久島生間 赤崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 59″ E 129° 13′ 16″ 点イ N 28° 16′ 52″ E 129° 13′ 15″ 点ウ N 28° 16′ 55″ E 129° 13′ 50″ 点エ N 28° 17′ 02″ E 129° 13′ 51″	別紙-1	287台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第4号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村生勝 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17′ 00″ E 129° 13′ 42″ 点イ N 28° 16′ 54″ E 129° 13′ 39″ 点ウ N 28° 16′ 36″ E 129° 14′ 25″ 点エ N 28° 16′ 42″ E 129° 14′ 28″	別紙-1	478台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第5号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村金崎 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 40″ E 129° 14′ 32″ 点イ N 28° 16′ 35″ E 129° 14′ 29″ 点ウ N 28° 16′ 24.5″ E 129° 14′ 48″ 点エ N 28° 16′ 29.5″ E 129° 14′ 51″	別紙-2	221台	大島 郡宇 検村

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大特区 魚第6号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村イジ ン崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 16' 25" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 16' 18" E 129° 15' 05" 点ウ N 28° 16' 12" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 16' 16" E 129° 15' 44" 点オ N 28° 16' 21" E 129° 15' 41" 点カ N 28° 16' 18" E 129° 15' 35"	別紙-1	261台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第7号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村イジ ン崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 16' 25" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 16' 18" E 129° 15' 05" 点ウ N 28° 16' 12" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 16' 16" E 129° 15' 44" 点オ N 28° 16' 21" E 129° 15' 41" 点カ N 28° 16' 18" E 129° 15' 35"	別紙-2	84台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第8号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村名柄 長崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	別紙-1	221台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第9号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村名柄 長崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	別紙-2	67台	大島 郡宇 検村
大特区 魚第10号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 13' 38" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 37" E 129° 13' 03" 点ウ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点オ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56" 点カ N 28° 13' 26" E 129° 12' 52"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	144台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
						別紙	いけす (8メートル× 8メートル) の数の最 高限度	
大特区 魚第11号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点イ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56"	別紙-2	大特区 魚第12 号と合 わせて 14台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚第12号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点イ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	大特区 魚第11 号と合 わせて 14台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚第13号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 26" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 26" E 129° 12' 59" 点ウ N 28° 13' 24" E 129° 12' 59" 点エ N 28° 13' 24" E 129° 12' 52"	別紙-2	68台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚第14号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 24" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 24" E 129° 12' 59" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 12' 59" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点オ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点カ N 28° 13' 18" E 129° 12' 58" 点キ N 28° 13' 20" E 129° 12' 51"	別紙-1	83台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚第15号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	11月1日 から翌年 6月30日	大島郡瀬 戸内町浜 グリ崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 32" E 129° 15' 30" 点イ N 28° 12' 27" E 129° 15' 30" 点ウ N 28° 12' 27" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 15' 26"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	19台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メートル× 8メートル)の 数の最高限度	
大特区魚 第16号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 慈湾クビ リ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 07" E 129° 15' 16" 点イ N 28° 13' 02" E 129° 15' 25" 点ウ N 28° 12' 39" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 12' 51" E 129° 15' 04"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	279台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区魚 第17号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 慈オフケ 、ナガサ キ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 28" E 129° 15' 27" 点イ N 28° 13' 28" E 129° 15' 39" 点ウ N 28° 13' 13" E 129° 15' 39" 点エ N 28° 13' 13" E 129° 15' 27"	別紙-1	135台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区魚 第18号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 慈オフケ 、ナガサ キ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 28" E 129° 15' 39" 点イ N 28° 13' 28" E 129° 15' 44" 点ウ N 28° 13' 13" E 129° 15' 44" 点エ N 28° 13' 13" E 129° 15' 39"	別紙-2	52台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区魚 第19号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町佐 栄崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 08" E 129° 15' 49" 点イ N 28° 13' 12" E 129° 15' 46" 点ウ N 28° 13' 21" E 129° 15' 58" 点エ N 28° 13' 17" E 129° 16' 02"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	63台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区魚 第20号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川コバキ ン地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 15' 42" 点イ N 28° 12' 39" E 129° 15' 42" 点ウ N 28° 12' 44" E 129° 16' 10" 点エ N 28° 12' 49" E 129° 16' 09"	別紙-1	243台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大特区 魚 第21号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川コバキ ン地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 15' 42" 点イ N 28° 12' 39" E 129° 15' 42" 点ウ N 28° 12' 44" E 129° 16' 10" 点エ N 28° 12' 49" E 129° 16' 09"	別紙-2	79台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第22号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾池ン 間地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 03" E 129° 16' 43" 点イ N 28° 12' 59" E 129° 16' 45" 点ウ N 28° 12' 50" E 129° 16' 27" 点エ N 28° 12' 54" E 129° 16' 24"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	63台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第23号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町阿 室釜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 04" E 129° 17' 13" 点イ N 28° 13' 07" E 129° 17' 17" 点ウ N 28° 13' 03" E 129° 17' 21" 点エ N 28° 13' 00" E 129° 17' 16"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	32台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第24号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 マチャ ン鼻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 45" E 129° 16' 54" 点イ N 28° 12' 54" E 129° 16' 49" 点ウ N 28° 13' 02" E 129° 17' 06" 点エ N 28° 12' 54" E 129° 17' 11"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	129台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第25号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 46" E 129° 16' 47" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 35" E 129° 16' 24"	別紙-1	399台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メートル× 8メートル)の 数の最高 限度	
大特区魚 第26号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 46" E 129° 16' 47" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 35" E 129° 16' 24"	別紙-2	大特区 魚第27 号と合 わせて 68台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区魚 第27号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 16' 49" 点イ N 28° 12' 46" E 129° 16' 47" 点ウ N 28° 12' 41" E 129° 16' 35" 点エ N 28° 12' 37" E 129° 16' 37"	別紙-2	大特区 魚第26 号と合 わせて 68台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区魚 第28号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 37" E 129° 16' 37" 点イ N 28° 12' 41" E 129° 16' 35" 点ウ N 28° 12' 35" E 129° 16' 24" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 16' 26"	別紙-3	54台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区魚 第29号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町白 浜小宮地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 30" E 129° 16' 18" 点イ N 28° 12' 36" E 129° 16' 12" 点ウ N 28° 12' 27" E 129° 16' 03" 点エ N 28° 12' 22" E 129° 16' 11"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	75台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区魚 第30号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 29" E 129° 17' 18" 点イ N 28° 10' 21" E 129° 17' 11" 点ウ N 28° 10' 09" E 129° 17' 27" 点エ N 28° 10' 17" E 129° 17' 34"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	225台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大特区 魚 第31号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 34" E 129° 17' 11" 点イ N 28° 10' 25" E 129° 17' 04" 点ウ N 28° 10' 21" E 129° 17' 11" 点エ N 28° 10' 29" E 129° 17' 18"	別紙-3	147台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第32号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町ク マチキヨ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 17" E 129° 17' 11" 点イ N 28° 10' 27" E 129° 17' 02" 点ウ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点エ N 28° 10' 08" E 129° 17' 01"	別紙-1	396台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第33号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町ク マチキヨ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 08" E 129° 17' 01" 点イ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点ウ N 28° 10' 15" E 129° 16' 46" 点エ N 28° 10' 04" E 129° 16' 56"	別紙-2	180台	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 魚 第34号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津基地 前地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 18" E 129° 17' 41" 点イ N 28° 10' 15" E 129° 17' 41" 点ウ N 28° 10' 16" E 129° 17' 35" 点エ N 28° 10' 19" E 129° 17' 36"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	12台	大島 郡瀬 戸内 町

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第１号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）63台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（4,019㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第３号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）287台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（18,312㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第４号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）478台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（30,562㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第６号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）261台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（16,693㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第８号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）221台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（14,130㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第14号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）83台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（5,298㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第17号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）135台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（8,640㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第20号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）243台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（15,552㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第25号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）399台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（25,536㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第32号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）396台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（25,344㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第５号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）221台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第７号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）84台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第９号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）67台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第11号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）14台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第13号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）68台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第18号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）52台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第21号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）79台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第26号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）68台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第27号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）68台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第33号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）180台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－ 3 （人工種苗（親魚） 大特区魚第 2 号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）98台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－ 3 （人工種苗（親魚） 大特区魚第28号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）54台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－ 3 （人工種苗（親魚） 大特区魚第31号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）147台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

イ のり養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区の第1号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	大島郡龍郷町屋入地先	基点1. 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 24' 59" E 129° 36' 07" 基点2 N 28° 24' 54" E 129° 36' 02" 点ア N 28° 24' 59" E 129° 36' 02"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
大特区の第2号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	大島郡天城町松原宝土地先	基点1. 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 27° 51' 49" E 128° 53' 26" (大島郡天城町松原宝土基点標識) 基点2 N 27° 51' 32" E 128° 53' 36" 点ア N 27° 51' 38" E 128° 53' 15"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡天城町
大特区の第3号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	大島郡天城町松原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 51' 23" E 128° 53' 28" 点イ N 27° 51' 31" E 128° 53' 02" 点ウ N 27° 50' 54" E 128° 53' 00" 点エ N 27° 50' 49" E 128° 53' 17"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡天城町
大特区の第4号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	大島郡徳之島町手々地先	基点1. 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 27° 53' 26" E 128° 55' 47" (大島郡徳之島町手々基点標識) 基点2 N 27° 53' 24" E 128° 56' 00" (大島郡徳之島町手々基点標識) 点ア N 27° 53' 28" E 128° 55' 58"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡徳之島町
大特区の第5号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日	大島郡和泊町手々知名地先	基点1. 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 27° 23' 56" E 128° 39' 48" 基点2 N 27° 24' 05" E 128° 39' 48" 点ア N 27° 24' 03" E 128° 39' 52"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡和泊町

ウ もずく養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第1号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町外金久地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 49" E 129° 40' 17" (奄美市笠利町外金久亀崎地先基点標識) 点ア N 28° 27' 46" E 129° 40' 08" 点イ N 28° 27' 59" E 129° 39' 56" 点ウ N 28° 28' 08" E 129° 40' 08"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
大特区も第2号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町前肥田地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 27' 53" E 129° 39' 20" 点イ N 28° 27' 55" E 129° 39' 26" 点ウ N 28° 27' 48" E 129° 39' 30" 点エ N 28° 27' 48" E 129° 39' 21"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
大特区も第3号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町喜瀬崎原地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 28' 01" E 129° 38' 57" (奄美市笠利町喜瀬崎西郷岩基点標識) 基点2 N 28° 27' 38" E 129° 39' 00" (奄美市笠利町喜瀬崎基点標識) 点ア N 28° 28' 01" E 129° 38' 52" 点イ N 28° 27' 39" E 129° 38' 52"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
大特区も第4号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町打田原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 27' 35" E 129° 38' 55" 点イ N 28° 27' 37" E 129° 38' 49" 点ウ N 28° 27' 26" E 129° 38' 52" 点エ N 28° 27' 27" E 129° 39' 00"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第5号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町打田原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 27' 21" E 129° 39' 01" 点イ N 28° 27' 24" E 129° 38' 54" 点ウ N 28° 27' 20" E 129° 38' 51" 点エ N 28° 27' 16" E 129° 38' 57"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
大特区も第6号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町喜瀬鯨浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26' 47" E 129° 39' 00" 点イ N 28° 26' 45" E 129° 38' 51" 点ウ N 28° 26' 36" E 129° 38' 46" 点エ N 28° 26' 23" E 129° 38' 54" 点オ N 28° 26' 26" E 129° 39' 06"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
大特区も第7号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町喜瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26' 18" E 129° 39' 15" 点イ N 28° 26' 16" E 129° 39' 12" 点ウ N 28° 26' 03" E 129° 39' 20" 点エ N 28° 26' 05" E 129° 39' 24"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
大特区も第8号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町一ト崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26' 05" E 129° 38' 42" 点イ N 28° 26' 08" E 129° 38' 38" 点ウ N 28° 26' 06" E 129° 38' 34" 点エ N 28° 25' 59" E 129° 38' 34"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第9号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町白浦地先	基点1, 点ア, 点イ, 及び基点1を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 25' 41" E 129° 38' 30" (大島郡龍郷町クサ瀬基点標識) 点ア N 28° 25' 59" E 129° 38' 34" 点イ N 28° 25' 57" E 129° 38' 25"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
大特区も第10号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町白浦地先	基点1, 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 25' 41" E 129° 38' 30" (大島郡龍郷町クサ瀬基点標識) 基点2 N 28° 25' 05" E 129° 38' 23" (大島郡龍郷町辛浜右岸基点標識) 点ア N 28° 25' 16" E 129° 38' 10"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
大特区も第11号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町芦徳地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 26' 08" E 129° 37' 49" (大島郡龍郷町蔵崎基点標識) 基点2 N 28° 25' 57" E 129° 37' 32" (大島郡龍郷町長浜基点標識) 点ア N 28° 26' 07" E 129° 37' 49" 点イ N 28° 25' 53" E 129° 37' 32"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
大特区も第12号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町芦徳倉崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26' 12" E 129° 37' 46" 点イ N 28° 26' 14" E 129° 37' 48" 点ウ N 28° 26' 21" E 129° 37' 41" 点エ N 28° 26' 20" E 129° 37' 39"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第13号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町高岩崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26' 29" E 129° 37' 41" 点イ N 28° 26' 29" E 129° 37' 45" 点ウ N 28° 26' 40" E 129° 37' 44" 点エ N 28° 26' 39" E 129° 37' 40"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
大特区も第14号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町龍郷辺座埼地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2及び基点1を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 14" E 129° 36' 20" (大島郡龍郷町龍郷郵便局下基点標識) 基点2 N 28° 27' 22" E 129° 36' 34" (大島郡龍郷町龍郷辺座埼基点標識) 点ア N 28° 27' 06" E 129° 36' 24" 点イ N 28° 27' 13" E 129° 36' 39"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡龍郷町
大特区も第15号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市名瀬小宿地先南	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 24' 09" E 129° 28' 35" 点イ N 28° 24' 14" E 129° 28' 34" 点ウ N 28° 24' 14" E 129° 28' 28" 点エ N 28° 24' 09" E 129° 28' 28"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧名瀬市の地区
大特区も第16号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市名瀬小宿地先北	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 24' 22" E 129° 28' 25" 点イ N 28° 24' 19" E 129° 28' 21" 点ウ N 28° 24' 15" E 129° 28' 26" 点エ N 28° 24' 18" E 129° 28' 29"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧名瀬市の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第17号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市名瀬根瀬部有免地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 28° 22' 56" E 129° 26' 34"</p> <p>点イ N 28° 22' 58" E 129° 26' 33"</p> <p>点ウ N 28° 22' 58" E 129° 26' 26"</p> <p>点エ N 28° 22' 55" E 129° 26' 27"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	奄美市の旧名瀬市の地区
大特区も第18号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市名瀬根瀬部地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 28° 22' 57" E 129° 26' 03"</p> <p>点イ N 28° 23' 01" E 129° 26' 05"</p> <p>点ウ N 28° 23' 04" E 129° 25' 58"</p> <p>点エ N 28° 22' 59" E 129° 25' 56"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	奄美市の旧名瀬市の地区
大特区も第19号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡大和村国直地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N 28° 22' 36" E 129° 24' 15"</p> <p>点イ N 28° 22' 36" E 129° 24' 12"</p> <p>点ウ N 28° 22' 25" E 129° 24' 14"</p> <p>点エ N 28° 22' 07" E 129° 24' 15"</p> <p>点オ N 28° 22' 08" E 129° 24' 19"</p> <p>点カ N 28° 22' 26" E 129° 24' 17"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	大島郡大和村

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第20号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡大和村大和浜地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 21' 39" E 129° 23' 55" (大島郡大和村大和浜松崎基点標識) 基点2 N 28° 21' 53" E 129° 23' 49" (大島郡大和村大和浜親川基点標識) 点ア N 28° 21' 38" E 129° 24' 00" 点イ N 28° 21' 48" E 129° 23' 59" 点ウ N 28° 21' 55" E 129° 23' 53"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡大和村
大特区も第21号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡大和村志戸勘地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 19' 44" E 129° 17' 18" 点イ N 28° 19' 46" E 129° 17' 20" 点ウ N 28° 19' 43" E 129° 17' 28" 点エ N 28° 19' 41" E 129° 17' 27"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡大和村
大特区も第22号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡与論町百合浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 01' 55" E 128° 27' 31" 点イ N 27° 02' 01" E 128° 27' 44" 点ウ N 27° 01' 52" E 128° 27' 47" 点エ N 27° 01' 48" E 128° 27' 40" 点オ N 27° 01' 45" E 128° 27' 34"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡与論町

エ 真珠母貝養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区母(垂)第1号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村当間崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 43″ E 129° 16′ 01″ 点イ N 28° 16′ 43″ E 129° 16′ 07″ 点ウ N 28° 16′ 23″ E 129° 16′ 00″ 点エ N 28° 16′ 25″ E 129° 15′ 55″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
大特区母(垂)第2号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村部連地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 21″ E 129° 16′ 28″ 点イ N 28° 16′ 22″ E 129° 16′ 23″ 点ウ N 28° 16′ 11″ E 129° 16′ 24″ 点エ N 28° 16′ 00″ E 129° 16′ 22″ 点オ N 28° 15′ 59″ E 129° 16′ 28″ 点カ N 28° 16′ 11″ E 129° 16′ 29″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
大特区母(垂)第3号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村名柄長崎鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 58″ E 129° 15′ 33″ 点イ N 28° 16′ 01″ E 129° 15′ 33″ 点ウ N 28° 16′ 03″ E 129° 15′ 22″ 点エ N 28° 15′ 59″ E 129° 15′ 22″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
大特区母(垂)第4号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村佐念カミジャラ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 06″ E 129° 14′ 31″ 点イ N 28° 16′ 13″ E 129° 14′ 35″ 点ウ N 28° 16′ 15″ E 129° 14′ 27″ 点エ N 28° 16′ 08″ E 129° 14′ 24″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
大特区母(垂)第5号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村佐念モカエダ鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 13″ E 129° 14′ 14″ 点イ N 28° 16′ 19″ E 129° 14′ 18″ 点ウ N 28° 16′ 25″ E 129° 14′ 07″ 点エ N 28° 16′ 19″ E 129° 14′ 02″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
大特区母(垂)第6号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町黒崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10′ 53″ E 129° 16′ 29″ 点イ N 28° 10′ 49″ E 129° 16′ 29″ 点ウ N 28° 10′ 49″ E 129° 16′ 11″ 点エ N 28° 10′ 52″ E 129° 16′ 11″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	地元 地区
大特区 母(垂) 第7号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町薩 川湾芝待 網崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 11' 13" E 129° 13' 54" 点イ N 28° 11' 09" E 129° 13' 49" 点ウ N 28° 10' 53" E 129° 14' 07" 点エ N 28° 10' 58" E 129° 14' 12"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 母(垂) 第8号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町木 慈地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 58" E 129° 13' 31" 点イ N 28° 09' 55" E 129° 13' 35" 点ウ N 28° 09' 45" E 129° 13' 27" 点エ N 28° 09' 47" E 129° 13' 24"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 母(垂) 第9号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町武 名地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 35" E 129° 13' 32" 点イ N 28° 09' 39" E 129° 13' 35" 点ウ N 28° 09' 29" E 129° 13' 47" 点エ N 28° 09' 26" E 129° 13' 44"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 母(垂) 第10号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町武 名赤崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 39" E 129° 14' 07" 点イ N 28° 09' 40" E 129° 14' 14" 点ウ N 28° 09' 21" E 129° 14' 23" 点エ N 28° 09' 18" E 129° 14' 16"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 母(垂) 第11号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町武 名高浜地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 26" E 129° 14' 54" 点イ N 28° 09' 29" E 129° 14' 51" 点ウ N 28° 09' 43" E 129° 15' 14" 点エ N 28° 09' 39" E 129° 15' 17"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
大特区 母(垂) 第12号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町薩 川湾長浜 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 59" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 09' 58" E 129° 15' 08" 点ウ N 28° 10' 03" E 129° 15' 08" 点エ N 28° 10' 03" E 129° 15' 13"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区母(垂)第13号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町知之浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 22" E 129° 15' 30" 点イ N 28° 10' 22" E 129° 15' 35" 点ウ N 28° 09' 55" E 129° 15' 30" 点エ N 28° 09' 55" E 129° 15' 26"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第14号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町知之浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 12" E 129° 15' 57" 点イ N 28° 10' 14" E 129° 16' 00" 点ウ N 28° 10' 08" E 129° 16' 05" 点エ N 28° 10' 06" E 129° 16' 02"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第15号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町平松地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 09" E 129° 16' 31" 点イ N 28° 09' 10" E 129° 16' 36" 点ウ N 28° 09' 15" E 129° 16' 35" 点エ N 28° 09' 14" E 129° 16' 30"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第16号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町俵崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 33" E 129° 15' 47" 点イ N 28° 08' 30" E 129° 15' 49" 点ウ N 28° 08' 28" E 129° 15' 44" 点エ N 28° 08' 32" E 129° 15' 42"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第17号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町俵長浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 31" E 129° 15' 41" 点イ N 28° 08' 27" E 129° 15' 44" 点ウ N 28° 08' 13" E 129° 15' 13" 点エ N 28° 08' 18" E 129° 15' 10"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第18号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町瀬相大浦湾地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 25" E 129° 16' 12" 点イ N 28° 08' 28" E 129° 16' 09" 点ウ N 28° 08' 13" E 129° 15' 44" 点エ N 28° 08' 09" E 129° 15' 46"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区母(垂)第19号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町瀬相京泊地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 28" E 129° 16' 21" 点イ N 28° 08' 29" E 129° 16' 23" 点ウ N 28° 08' 32" E 129° 16' 20" 点エ N 28° 08' 30" E 129° 16' 18"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第20号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町呑之浦大崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 48" E 129° 16' 28" 点イ N 28° 07' 52" E 129° 16' 25" 点ウ N 28° 07' 44" E 129° 16' 09" 点エ N 28° 07' 41" E 129° 16' 12"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第21号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町呑之浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 24" E 129° 15' 57" 点イ N 28° 07' 25" E 129° 15' 56" 点ウ N 28° 07' 15" E 129° 15' 52" 点エ N 28° 07' 14" E 129° 15' 55"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第22号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町呑之浦テハ崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 36" E 129° 16' 23" 点イ N 28° 07' 43" E 129° 16' 30" 点ウ N 28° 07' 35" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 07' 27" E 129° 16' 33"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第23号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町押角フカラ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 04" E 129° 16' 38" 点イ N 28° 07' 06" E 129° 16' 32" 点ウ N 28° 07' 29" E 129° 16' 45" 点エ N 28° 07' 26" E 129° 16' 50"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第24号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町白木崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 30" E 129° 17' 03" 点イ N 28° 07' 34" E 129° 17' 00" 点ウ N 28° 07' 37" E 129° 17' 06" 点エ N 28° 07' 33" E 129° 17' 09"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町

オ ひおうぎがい養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区 ひ(垂) 第1号	第1種 区画漁業	ひおうぎがい 垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町伊 砂根久真	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 17" E 129° 17' 25" 点イ N 28° 07' 16" E 129° 17' 30" 点ウ N 28° 06' 59" E 129° 17' 27" 点エ N 28° 06' 59" E 129° 17' 21"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町

4 内水面

(1) 区画漁業

ア 魚類養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿内特区魚第1号	第1種区画漁業	こい・ふな小割式養殖業	1月1日～12月31日	指宿市の池田湖	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N31° 13' 52.9" E130° 34' 59.7"</p> <p>点イ N31° 13' 49.6" E130° 34' 57.7"</p> <p>点ウ N31° 13' 50.7" E130° 34' 54.5"</p> <p>点エ N31° 13' 54.2" E130° 34' 55.9"</p>	<p>1 配合乾燥飼料以外の餌料を投与してはならない</p> <p>2 敷設する生簀(5メートル×5メートル×5メートル)は35台以内とする。</p>	指宿市の旧揖宿郡山川町の区域